# 第６章　教科書にみる優生[[1]](#footnote-1)

　以下では、優生学やこれに関連する進化論及び遺伝学が日本に紹介された明治後期から戦後の優生保護法成立以降に至るまでの間の、学習指導要領や教科書の記述を中心に、教育課程における優生学の扱いを概観する。

## Ⅰ　戦前の学校教育における優生学

### １　遺伝教育の導入

　明治13年の「改正教育令」に基づいて明治14年に「中学校教則大綱」が示され、「生理」「動物」「植物」などの教科が初等中学科（第1年～第4年）に設置されたが、明治19年に「中学校令」が公布され、これらの教科は「博物」にまとめられた[[2]](#footnote-2)。明治35年に制定された「中学校教授要目」において進化論を取り扱うことが定められ、「博物」の「動物」において、「生存競争・自然淘汰・人為淘汰・進化論」を取り扱うことが定められた[[3]](#footnote-3)。明治44年の教授要目改正により、「博物」関係は「植物」「動物」「生理衛生」「鉱物」「博物通論」の五つになり、このうち「博物通論」で生物の進化が扱われ、「遺伝」にまで言及する教科書も現われたとされている[[4]](#footnote-4)。

　昭和5年に日本民族衛生学会（永井潜理事長）が設立され、雑誌『民族衛生』の発行や断種法案の起草など、戦前期の優生政策に大きな影響を与えることとなる。

　昭和6年の中学校教授要目改正により、「理科」の教授要目に遺伝学に関する事項が盛り込まれた。「理科」は「一般理科」、「博物」、「物理及化学」に分かれ、「一般理科」の中で「遺伝、変異、品種改良」についての取扱いが定められた[[5]](#footnote-5)。

　以下では、「遺伝学の応用としての人類遺伝、その目的である人種改良すなわち優生学との関連に注目」[[6]](#footnote-6)して、中学校教授要目に遺伝が盛り込まれた昭和6年以降の主な教科書の記述について見る。

**吉田貞雄『生物通論』（中等学校教科書、昭和8年）**

　「遺伝学の応用。　（中略）人類もまた親の形質をよく遺伝することは吾人の常に見る所である。其には一定の法則がある。近年これを統計的に研究して其から得る諸法則を適用して悪癖や悪性遺伝疾患のある不幸者の子孫を残さないやうに更に進んで優秀な人物を養成しようと企てて居る。これを優生学（人種改良学）といふ。これを初めて唱へたのは遺伝を統計的に研究したゴールトンである。

　ゴールトンは遺伝に重きを置き人間の心身の優劣は主として遺伝的先天的素性に基くもので後天的な教育や環境は之を助成するに過ぎぬと考へた。其の一例として双児の遺伝的研究をなし之を証明した。即ち一卵性の双児は如何に環境や教育を異にしても同様な人間となるが、二卵性の双児は環境教育を同一にしても異つた人間になることを知つた。」[[7]](#footnote-7)

### ２　国民優生法の成立

　昭和15年3月、帝国議会において国民優生法が成立し、「国レベルで優生思想の普及と実践化が始まった」とされる[[8]](#footnote-8)。同法は、「『国民の資質の向上』を目的とするものであるが、この時代に求められたのは戦争を遂行するに足る『人的資源』としての資質であった。（中略）このような国家の観点からすると、望ましくない『国民の資質』とは、具体的には『遺伝性疾患』をもつ人であった。国民優生法は、遺伝的疾患をもつ人の『産み育てる』という行為を制限することにより、広い意味での『教育』の担い手から遺伝性疾患をもつ人を排除しようとする法律だった」と評される[[9]](#footnote-9)。当時の教科書については以下の記述が見られる。

**田中芳雄・桑田勉『改訂 標準應用理科』（中等学校教科書、昭和16年）**

　「人種改良　人種の改良に就ては遺伝と環境との2方面を考慮する必要がある。生物学上、人類もその一種であるから、形質は常に遺伝の法則に支配せられるものである。この遺伝の法則を応用して人種を改良せんとする研究を優生学といふ。（中略）

　吾人は人生の大事たる結婚に際しては、よくその配偶者を選択して、子孫に悪質の重複・加重することを避け、且つ良質の遺伝を助長して、先天的に良い形質を得させることに努め、更に環境の改善によつて素質の向上を図り、以て万物の霊長たる意義を充分に発揚するやう心掛けるべきである。」[[10]](#footnote-10)

**三省堂編集所編『中等應用理科教本 改訂版』（三省堂、昭和16年）**

　「人類の遺伝　人類の遺伝が遺伝の一般法則に支配されることは勿論である。併し、人類に於ける遺伝の研究は、人類の祖先から両親に至るまでに概ね幾多の人類種族の雑多な遺伝子を受け継いで来たために、遺伝子が甚だ複雑してゐることや、人類直接の実験的研究が殆ど不可能なために、主に系図に基づき、統計的研究によらなければならぬこと等で、甚だ困難である。

　色盲・夜盲・近眼・聾唖・諸種の精神病・血友病・脳溢血等の疾病、三ツ口、短指・多指等の畸形、その他諸種の形質・性癖等、遺伝することの明かなものが少くない。」

　「優生学　優生学は別に人種改良学とも称し、英国人ゴールトン氏によつて提唱されたもので、優良な家系を維持し、劣悪な家系を掃滅して、総ての家系の優良化を目標とするものである。

　個人の完成の程度には環境も影響するが、遺伝による素質の如何が根本となることはいふまでもない。

　この遺伝的素質が劣悪であれば、その個人の一生涯の不幸はいふまでもなく、その国家・社会に、延いては全人類に禍を及ぼすことが明かである。

　故に吾等は優生学の精神を尊重し、先づ遺伝に関する知識を明かにし、配偶者の選択に当つては最も厳密に家系を調べ、子孫に悪影響を及ぼすやうな行為は絶対に慎み、以つて優良な子孫を遺すやうに心掛けなければならぬ。

　かくして生れた子孫に対しては、親は能ふ限りよい環境の下に教養し、その優良な遺伝的素質を遺憾なく十分に発揮せしめるやうに最善の努力をはらはなければならぬ。

　これは子に対する親の義務であり、親に対する子の孝心を起すべき根底であり、やがては国家永遠の隆盛に資する根本義となるものである。」[[11]](#footnote-11)

　ここでは、「遺伝による影響を環境よりも決定的に捉える考え方」が示されており、「個人の生得的な『劣悪』な形質は国家や社会にとって迷惑なものであり、個人の生殖行為によってそのような形質の出現をコントロールするべきという規範が説かれている」と指摘されている[[12]](#footnote-12)。

　国民優生法の成立を受け、2年後の昭和17年3月には、中学校・高等女学校教授要目改正により、中学校及び高等女学校の理科で優生が取り扱われるようになった。理科は「物象」と「生物」に分かれ、中学5年生等が学ぶ「生物5」で「遺伝」に関し、「遺伝法則」、「変異」、「品種改良、優生」の3点が内容として示され、「品種改良、優生」では、「遺伝法則及変異ニ関スル知識ヲ応用シテノ品種改良及優生ヲ理会セシム」とされた。また、「国民衛生」中に「国民優生」として「国民資質ノ向上ヲ目的トシテ国民優生ヲ理会セシム」とされている[[13]](#footnote-13)。

　進化論教育の対象が戦時期に急激に拡大した理由については、「健民健兵思想のもと、『優生学』に関する知識を国民に広く行き渡らせようとする陸軍の意向が強くはたらいていたと推測」され、「この時期の陸軍が、学校教育をとおした優生学的知の大衆化をもくろんでいたのは間違いないといっていい」と指摘されている[[14]](#footnote-14)。当時の教科書の内容は以下のとおりである。

**『生物 全』（中等学校教科書、昭和19年）**

　「われわれは心身を鍛へて健全な体力を養成すると共に、将来は早く結婚をして子孫の繁栄をはかり、わが民族の発展、国家の隆昌を期さなければならない。

　民族の強さを考へる時、量と共に質の問題がある。質は主として遺伝的要素に支配される。遺伝に就いては、植物・動物で学んだ事がらが、殆どそのまま人に当てはまるのである。われわれは祖先から健全な心身を受け継いで来た。それを考へるならば、自分の結婚によつて定まる子孫の質に就いて、十分に責任を感じなければならないであらう。わが国や他の国に就いて、優秀な家系或は悪質遺伝の例などを調べて、自分の取るべき心構へを作らなければならない。」[[15]](#footnote-15)

**『生物 5』（中等学校教科書、昭和19年）**

　「われわれの体質や性質のうちには、われわれ自身の努力によつていよいよその長所が発揮されるものもあり、また多少の短所でも或る程度まで補へるものもあるが、精神病や精神薄弱などのうちには、明らかに遺伝性で、生まれる子に同じやうな欠陥が現れることのわかつてゐるものがあつて、社会に迷惑をかけたり、国家の手数をわづらはしたりしてゐる。

　このやうなわるい性質が子孫に遺伝しないやうにすることは、国家として当然考慮すべきことである。これは遺伝性の病気に対する一種の予防法であつて、伝染病の予防法などと同じ性質のものと考へてよいのである。かういふ立場から国家は法律を定めて、悪質の遺伝性の病気をもつものの増加を防いでゐる。それが国民優生法である。

　この法律に該当するものは遺伝性の精神病、遺伝性の精神薄弱、強度で悪質の遺伝性の病的性格、強度で悪質の遺伝性のからだの病気、強度の遺伝性奇形などである。

　これからわかるやうに、国民優生法の精神は、悪質の遺伝性の病気を少くするにあるが、これはもとより消極的な半面であつて、国家がこの法律を定めた目的は、むしろ他の積極的な半面、すなはち質のよい国民が多く生まれるやうにしたいといふところにあるのである。いふまでもなく、よい素質も遺伝する。よい素質をもつ人が多くなればなるほど、国民の質は向上することになる。この意味において、よい素質の遺伝は大いに促進しなければならない。もちろん、よい素質がそのまま遺伝するとは限らないが、その可能性の大きいことはよく知られてゐる。

　われわれが将来配偶者を選ぶときに、以上の点に特に注意するやうにしたい。」[[16]](#footnote-16)

　昭和19年3月発行の『生物 全』は中学校・高等女学校・実業学校理数科用、同年5月発行の『生物 5』は中学校5年制用である。この内容については、「民族の強さのために、人口の量の確保のために子孫を繁栄させねばならないという。優生については、『優秀』な家系を増やす積極的優生と、『悪質』遺伝を減らす消極的優生のどちらかを強調しているのでもないが、いずれにしても国家の隆昌にとって、国民は個人の生殖に責任を有していると言う」[[17]](#footnote-17)と指摘されている。

## Ⅱ　戦後の学校教育と優生保護法

### １　戦後の教育改革

　終戦から1か月後の昭和20年9月、文部省は「新日本建設ノ教育方針」を発表した。前文で「世界平和ト人類福祉ニ貢献スベキ新日本ノ建設ニ資スルガ為従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテヰル」と述べ、新しい教育施策に着手する精神とその態度を明らかにした。11項目の改革の方針のうち、優生教育と関連がありそうな項目を見てみると、「教科書」については、「教科書ハ新教育方針ニ即応シテ根本的改訂ヲ断行シナケレバナラナイガ差当リ訂正削除スベキ部分ヲ指示シテ教授上遺憾ナキヲ期スル」とされ、「科学教育」については、「科学ハ単ナル功利的打算ヨリ出ヅルモノデナク悠遠ノ真理探求ニ根ザス純正ナ科学的思考力ヤ科学常識ヲ基盤トスルモノ」に改め、「体育」については、「戦時中勤労動員ヤ疎開ニ依リ身心供ニ疲労シテヰル学徒モ相当多イノデ衛生養護ニ力ヲ注ギ体位ノ向上ヲ図ルト供ニ勤労ト教育ノ調整ニ重点ヲ置キ」とされた。

　同年10月には、GHQが教授内容の改訂、教育者の調査追放等について「日本教育制度ニ対スル管理政策」を指令し、戦時教育はすべて整理されることとなった。

　昭和21年3月、教育改革の具体的な方策を立てるため、GHQの要請によりアメリカ教育使節団が来日した。教科課程の改正については、文部省内において、現行学制を前提として、アメリカ教育使節団報告書等を参照して検討することとなった[[18]](#footnote-18)。

　この間にも、以下のとおり、昭和21年に中等学校（旧制中学校）用の生物の国定教科書『中等生物 三』が出版されている。ガリ版刷り89頁の粗末なものであるが、内容的には先に示した昭和19年の『生物 5』とほぼ同文のものであり、戦中からの連続性がうかがわれる。

**『中等生物 三』（文部省、昭和21年）**

　「われわれの体質や性質のうちには、われわれ自身の努力によつていよいよその長所が発揮されるものもあり、また多少の短所でも或る程度まで補へるものであるが、精神病や精神薄弱などのうちには、明らかに遺伝性で、生まれる子に同じやうな欠陥が現れることのわかつてゐるものがあつて、社会に迷惑をかけたり、国家の手数をわづらはしたりしてゐる。

　このやうな悪い性質が子孫に遺伝しないやうにすることは、国家として当然考慮すべきことである。これは遺伝性の病気に対する一種の予防法であつて、伝染病の予防法などと同じ性質のものと考へてよいのである。かういふ立場から国家は法律を設けて、悪質の遺伝性の病気を持つものの増加を防いでゐる。

　この法律に該当するものは、遺伝性の精神病・精神薄弱・強度で悪質の遺伝病的性格、強度で悪質の遺伝性のからだの病気、強度の遺伝性畸形などである。

　これからわかるやうに、国民優生法の精神は、悪質の遺伝性の病気を少くするにあるが、これはもとより消極的な半面であつて、国家がこの法律を設けた目的は、むしろ他の積極的な半面、即ち質のよい国民が多く生まれるやうにしたいといふところにある。」[[19]](#footnote-19)

　昭和22年3月、「学習指導要領一般編（試案）」[[20]](#footnote-20)が文部省著作図書として刊行された。これは、教育の一般目標、教科課程、指導方法及び学習結果の考査法等を内容とするもので、学習指導上の規準を示すものであった。「第一章　教育の一般目標」中、「一　個人生活については」では、「7．健康を保ちかつ進めるための進歩した生活の習慣と態度とを養い、そのために必要な考え方と知識とを持ち、また公衆衛生についての理解と態度とを持つようになること。」と述べられている。

　その後、各教科の目標、内容、指導と評価、注意事項等を内容とする各教科編が相次いで刊行された。同年5月には学校教育法施行規則が制定され、各学校の教科課程、教科内容及びその取扱い等、教科に関する事項は、学習指導要領の基準によることとされた。

　これ以降、学習指導要領は、学校種別、教科別に順次改訂されていく。

### ２　学校体育指導要綱

　優生に関連のある「衛生」に関する事項は、アメリカ教育使節団報告書の示唆もあって体育科で取り上げられることとなった[[21]](#footnote-21)。また、体育科については、GHQとの折衝の過程で、学習指導要領ではなく「学校体育指導要綱」として、昭和22年8月、文部省体育局長より通知された[[22]](#footnote-22)。「要領」ではなく、「要綱」とされたのは、全体で20頁余りの小冊子であり、「内容が簡単すぎる等のため」[[23]](#footnote-23)といわれるが、この背景には、文部省とGHQとの関係があったためと推測される[[24]](#footnote-24)。

　学校体育指導要綱[[25]](#footnote-25)は、「指導者のよるべき基本的指針として多数の権威者や指導者により」作成された。優生の取扱いについては、「高等学校（仮称）」において、「社会生活の衛生」の類別に「国民栄養・都市及び農村の衛生・国民優生・人口問題」「職業の衛生」という内容が示され、これらに関する「理論と実際を行う。」とされた。また、「大学（仮称）」においては、「国民優生」の類別に「遺伝・遺伝病その他」の内容が示され、「知的ならびに実践的指導を適当に配合して行う。」とされた。

　なお、本要綱に制度的に未確立であった大学の規定があるのは、アメリカ教育使節団報告書において小学校から大学まで一貫した新学制の構想が示され、体育を大学まで拡張するという勧告の線にそったためであろうと推測されている[[26]](#footnote-26)。

　学校体育指導要綱では、「運用上の細部については（中略）権威者に依頼してくわしい解説書を近く発行する予定である」としていたが、文部省内に設置された学校体育研究委員会委員に選任された岩原拓氏（日本学校衛生会理事長）による学校体育指導要綱の解説書では、高等学校及び大学の衛生について、以下のように記述されている[[27]](#footnote-27)。

　まず、高等学校に関して、衛生教材の「種別」として、「衣食住の衛生、姿勢、身体の測定、病気の予防、社会生活の衛生、性教育」が挙げられ、「社会生活の衛生」の「内容（男女共通）」として、「国民栄養・都市及び農村の衛生・国民優生・人口問題・職業の衛生」が示されている。これらの指導目標として、「基礎的概念を与へ、社会生活の向上のためには、衛生施策の充実が極めて肝要であることを覚知させる」とし、「国民優生」の指導事項として「（1）国民優生とは何か。（2）遺伝病について。（3）優生結婚及び優生断種について。（4）諸外国の優生方策について。」が挙げられている。

　次に、大学の衛生教材として、10項目が掲げられており、そのうち、「国民優生」の種別について「遺伝・遺伝病その他」の内容が示され、「国民優生」として、以下のように記述している。「国民優生は、一面において健全良質なる産児の増加を図るとともに、他面において悪質遺伝の防止につとめて、それに依つて国民の質的向上を具現せんとするものであつて、民族衛生原理の実行に外ならぬのである。而して実際問題としては、悪質遺伝の防止に多くの努力が払われていて、動もすれば文化の伸展に随伴せんとする国民の質的逆淘汰を未然に防がんことを企図しているのである。従つて文化向上を最大の目標とするわが国民は、文化向上えの努力を惜まないと同時に、国民優生の真義を理解して、直に健全良質なる国民の増加を図らねばならぬのである。斯かる意味から、指導事項としては、概ね次の如き事項が考えられてよいであろう。

　（一）国民優生の意義について。（二）遺伝現象について。（三）遺伝病殊に悪質なる心身異常の遺伝について。（四）優生結婚について。（五）優生断種について。（六）わが国の優生法及び外国との比較。」

　また、「人口問題」の種別について、「国民優生が、主として国民の質の問題を取扱うに対し、人口問題は、主として国民の量の問題を取扱うのである。而してこの二つは民族衛生の両翼をなすものといわれる。」としている。

　さらに「精神衛生」の種別については、「精神衛生は、その積極面において、精神の正常発達を助長して、精神機能の健全化と精神的作業の能率化とを期すると同時に、その消極面においては、精神薄弱、性格異常、精神病などの精神欠陥の予防及び養護を図り、それに依つて個人及び社会生活における精神的活動の順正化をもち来さんとするものである。しかも、実際問題としては、主として精神欠陥者の教育的養護、社会的保護、医学的処理に努力の重点がおかれているのである。而して精神欠陥者は、文化の進むとともに増加する傾向を示し、所謂人類逆淘汰の主因をなすのであるから、精神衛生の普及浸透は、わが国、今後の重要問題というべきである。」と述べている。

## Ⅲ　優生保護法の成立以後

　昭和23年6月、優生保護法が成立した。「この法律を根拠にして消極的優生を以前に増して厳しく求め、国民優生法では施工されなかった強制断種が施行された。こうした社会の動向を背景として捉えれば、戦後においても優生が理科で扱われ続けたことは何ら不思議ではない」[[28]](#footnote-28)と指摘されている。さらに、優生学は、理科（生物）のみならず、保健体育、家庭科等の学習指導要領にも取り入れられるようになり、生徒は、授業を通じて学ぶこととなった。以下、学習指導要領の記述の変遷にしたがって、各教科別に教科書の記述内容を確認していく（学習指導要領の記述については、後掲表参照）。

（家庭科）

　家庭科については、昭和23年度「学習指導要領 家庭編（高等学校用）（試案）」[[29]](#footnote-29)において、「単元4．結婚の計画」中、家庭科の授業における生徒の活動として、「結婚生活の幸福に重大関係を有する遺伝性について話し合う」と記載された。

　昭和24年度「学習指導要領 家庭科編 高等学校用」[[30]](#footnote-30)では、「Ⅳ．家族目録」の「単元4．結婚の資格としたく」中、「結婚生活に成功するに必要な資質」を指導する際に、「イ．遺伝の問題」「ロ．身体的および精神的健康の度合い」を考える参考として「よい遺伝の家族とわるい遺伝の家族の話」と記載されている。また、「Ⅶ．育児目録」の「単元1．妊娠と分娩」において、「出産についての正しい認識」を指導する際に、学習活動として「国民優生法・母子手帳などについての討議」を行うとされた。以下に教科書の例を挙げる。

**教育文化研究会家庭委員会『家族2』（教育図書、昭和29年）**

　「遺伝的素質は親から子、子から孫と受けつがれるもので、身体的方面にも、精神的方面にもあらわれる。優秀な知能の両親からは、優秀な子が生まれやすく、劣等な両親からは、劣等な子が生まれる可能性が多い。『血統は争われない』とは、遺伝のいかに重要なものであるかを語っている。（中略）

　優生保護法とは、遺伝的な悪い形質が子孫に伝わることを防ぎ、また母性の生命保護を目的とする法律で、昭和23年に定められた。それは、次にあげるような場合、医師は本人および配偶者の同意を得て、優生手術を行うことができるのである。

（イ）本人またはその配偶者が遺伝性精神変質者か、遺伝性病的性格・遺伝性身体疾患、または遺伝性畸形をもっているとき。

（ロ）本人またはその配偶者の四親等以内の血族関係にあるものに以上のような病気があり、子孫に遺伝するおそれがあるとき。

（ハ）本人、または配偶者が、らい病にかかり、子孫に伝染するおそれのあるとき。

（ニ）妊娠または分娩が、母体の生命に危険を及ぼすおそれのあるとき。

（ホ）現に数人の子があり、かつ分娩ごとに母体の健康度を著しく下げるとき。（中略）

　結婚はただ当事者のみの問題ではない。ひいては社会民族のうえに影響を及ぼす重大なものであることを、よくよく理解しなければならない。」[[31]](#footnote-31)

**中川善之助・氏家寿子・稻葉ナミ『家族』（中教出版、昭和30年）**

　「『優生学の計画の第一は不適者（劣悪者）に若死にするものが多いことは事実だとはいえ、今のように生まれるに任せておかないで、出産に制限を加えることである。第二は適者（優良者）の早婚をすすめ、その子を健康に育てさせて繁殖率を増すことである。』と言い、

1．優生法に基づいて極端な劣悪者に、全然子を持たせず、すなわち断種去勢を行い、

2．さらに他の劣悪者に、現在よりも少数の子を持たせる、すなわち産児制限を行い、

3．優良者ひとり当りの産児数を現在より増すこと、すなわち早婚奨励である。」[[32]](#footnote-32)

**奈良女子大学家政学研究会編『明かるい家庭 家族Ⅰ』（学芸出版社、昭和30年）**

　「特に、遺伝や優生上の考慮は自由結婚の場合でも忘れてはならないことである。もし、悪質の遺伝や病気を受けている人があれば、自ら結婚を断念するか、結婚しても子孫を残さないようにするだけの、近代人としての自覚をもたなければならない。優生保護法の主旨もここにある。」[[33]](#footnote-33)

**日本女子大学家庭科研究会編『一般家庭 家族』（実教出版、昭和31年）**

　「結婚の意味　（中略）子供を生むことは結婚の大きな意義の一つであるが、よい子供を生んで、りっぱに育てることが必要である。そのためには、とくに遺伝学や優生学、育児などについての知識もそなえていなければならない。」

　「遺伝　（中略）結婚にあたっては相手の家系に悪質の遺伝がないかどうかを考えてみるとともに、相手の遺伝的素質について、十分に考えなければならない。（中略）

　優生学　遺伝学の知識のもととして、悪質形質を除き、優良家系を多くするようにし、また、環境を改善してよい社会生活のできるようにする研究を優性学という。

　優生学のあらわれの一つに優生手術がある。悪質家系の人の子孫が生まれないように、本人あるいはその他の申し出によって、慎重な調査ののちに、本人の性せんを簡単に手術して、子供の生まれないようにするのである。

　日本で優性手術の対象となるのは、おもに精神病である。しかし、優性学を十分安全に実行するには、まだ研究がたりないことを注意すべきである。」[[34]](#footnote-34)

（保健体育）

　保健体育[[35]](#footnote-35)については、昭和24年11月、高等学校保健教科書の検定基準が定められ、教科書制度が確立し、昭和26年度から保健教科書が高等学校で使用されることとなった[[36]](#footnote-36)。以下に教科書の記述について見てみる。

**教育文化研究会『健康と生活 改訂版』（教育図書、昭和28年）**

　「私たちは、遺伝する病気や異常体質の者との結婚をさけなくてはならない。また血族結婚もさけた方が安全である。

　健康をよくするためには、生まれてからの衛生もたいせつであるが、強い体質を持って生まれてくるということがまず第一であることを忘れてはならない。こういうことを研究する学問を優生学という。」

　「この優生保護法は結婚を禁止しているのではないから、かりに悪い遺伝性の病気を持っていても結婚はさしつかえない。しかしこのような場合には、不良な子孫が生まれないように、優生手術をうけてから結婚しなくてはならない。

　また精神病者、あるいは精神薄弱者は、本人の同意を得なくても優生手術ができる。

　この法律は、社会から悪い遺伝性の病気を持った人の生まれるのを除き、健康で明かるい社会をつくるためにたいせつなものである。常習犯罪者や、青少年で刑をうけるものの約3割、感化院に収容されている不良少年の7割5分、浮浪者やこじきの8割5分は精神病か、精神薄弱者か、さもなければ病的性格のものであり、また放火犯人のような凶悪犯罪者には精神病や白痴の者が少なくないことを考えるとき、この法律のたいせつなことがわかるであろう。」[[37]](#footnote-37)

**青木誠四郎・岩原拓・大谷武一『高等保健』（開隆堂出版、昭和28年）**

　「この遺伝の力を利用して人間の遺伝素質を改善向上させ、子供の生まれつきをよくしようというのが、優生ということで、これを国家の政策として行うのが国民優生である。

　そのための法律を優生保護法という。（中略）日本では1940年に国民優生法が公布され、その後たびたびの改正を経て、現在の法律になった。」

　「優生には消極的な方法と積極的な方法とがある。

　消極的優生というのは、悪性な遺伝病や、悪質な犯罪などに優生手術（子供が生まれなくなる手術）を行って、国民の素質を改善する方法であり、積極的優生というのは、優良な遺伝質を持つ者をふやしていく方法である。だが、いずれにしても、優生学が実際に効果を表わすには、長年月を要するから、国民全体の深い理解がなくては、容易に実行できないのである。」

　「優生結婚　優生を実行するための第一歩は、結婚に際してよい相手を選ぶことである。昔から結婚の一条件として『血統』を重んじているが、これは優生学からみても、単なる迷信などとは違って、科学的に意味がある。」

　「遺伝的欠陥の軽重・一家系内におけるひん度、欠陥者と本人の遠近などについてよく調べ、十分な考慮を払って結婚すべきである。（中略）

　私たちは優生結婚が、日本人の素質を改善向上させるための尊い責任であることをよく理解して、実行していこう。」[[38]](#footnote-38)

**川畑愛義・前川峯雄『健康への歩み』（中教出版、昭和30年）**

　「悪質の遺伝性の因子をになう者が増加することは、本人の不幸はいうまでもなく、国家社会にとっても負担を加重する原因となるので、わが国では不良な子孫の出生防止と母体の生命・健康の保護を目的として、1948年優生保護法を制定した。

　この法律によれば、本人あるいは配偶者が、悪質の遺伝性疾患があるときは、その同意を得て、生殖を不能にする手術を行うことができる。これが優生手術である。手術は性腺を除去することなしに、たとえば、男子では精管を一部切り取り、女子では卵管をしばるだけで、その目的を達する。」[[39]](#footnote-39)

（理科）

　理科については、昭和26年改訂版中学校・高等学校学習指導要領理科編（試案）[[40]](#footnote-40)では、中学校第3学年の「単元Ⅰ　科学の研究は生物の改良にどのように役だつか」において、「遺伝の法則」に関し、優生という言葉は使用していないものの、「教科書や参考書によって、精神病やはなはだしい不具のような悪い性質をもたないで、優秀な子孫を作るのに遺伝の法則はどのように利用できるかを調べる」とされている。

　また、高等学校生物の「単元Ⅳ　生物の種族はどのように保たれているのか」において、「人類の遺伝に関しては生徒に不当な劣等感を与えないためのじゅうぶんな考慮が払われなければならない」とした上で、「精神的にも肉体的にもわれわれの健康を増進するために、遺伝の法則はどのように応用されるか」について、「a．人の形質（病的でないもの）の遺伝の様子、b．色盲・血液型・血友病・精神病など人の病気や奇形の遺伝について、c．優良家系について」調べて発表し、「優生学と純潔、遺伝に関する迷信などについて調べて話し合う」とされている。

　遺伝教育の歴史に関する調査によれば、「昭和26（1951）年になり、文部省は『中学校・高等学校学習指導要領・理科編（試案）』を出し、教育内容の基準を設けた。これに基づき、このころから10社ほどの教科書会社が検定教科書を出版し始めた」とされ、「当時は指導要領解説も発行されておらず、試案や展開例の留意点の中でも人の遺伝の扱いについては言及されていないので基準は不明である。これらの試案に基づいて作成されたと思われる昭和23年から30年の高校生物の教科書18点（12社）を調査したところ、人の遺伝についての節を設けているものが16点（11社）あった。そのうち優生あるいは優生学を取りあげ啓蒙しているものが10点（8社）あり、具体的な遺伝病の名も多く記述されている」[[41]](#footnote-41)とされている。生物の教科書については、以下のとおりである。

**井上清恒・湯浅明『生物の教室 下』（実教出版、昭和27年）**

　「優生学　人を遺伝的にりっぱにし、悪質形式を除いて優良家系をふやし、また環境の改善をはかろうとするのが優生学である。

　優生学は19世紀後半にゴールトン（Galton 1822～1911）の創設したもので、その後各国においてひじょうに発達し、優生手術の実行によって、品性劣悪者を根絶しようとしている国すらある。

　優生手術というのは、精神薄弱者・常習犯罪者など、その遺伝系統からみて、まったく先天的に悪形質をそなえているとみとめられる場合に、国法によってその人の生殖能力を失わせるもので、わが国でも優生手術はすでに法令として制定されている。

　優生学は、たんに悪形質をもつ人々の遺伝的研究を行うだけでなく、優良形質をもつ人々についても、その遺伝的研究を忘れてはいない。」[[42]](#footnote-42)

**入来重盛・小清水卓二『高等学校生物』（昇龍堂出版、昭和29年）**

　「優生学　遺伝学を人間に応用して、人の肉体および精神の向上をはかろうとするのが優生学の目的である。このためには悪質の遺伝形質を除き、子孫に優良な形質を伝えるようにしなければならない。

　したがって人類の遺伝形質について一層の研究をすすめるとともに、結婚の問題もとりあげなければならない。優生に気をつけて健全な結婚を計るのが優生結婚である。

　また他方において、悪質形質の保持者に対しては、子孫を残さぬよう断種法も考慮されなければならない。」[[43]](#footnote-43)

**三輪知雄・丘英通『生物 三訂版』（三省堂、昭和31年）**

　「優生学上の問題　人類の社会をよりよくしていくためには政治や経済や教育の上からいろいろの方法が立てられているが、もっと根本的には生まれてくる子供たちが遺伝的にすぐれた形質を持つものばかりであることが最も望ましい。ダーウィンの研究によって人為淘汰による品種改良の事実が明らかになる一方、遺伝学が進歩するに伴なって人種の改良も可能なのではないかという考えが起ってきた。これが優生の思想である。優生学というのは家系調査その他の方法による人間の遺伝研究を基礎にして優生の理論を打ち立て、優生運動を指導する学問で、ダーウィンのいとこに当たるゴールトンFr. Galton（1822-1911）によって創設されたものである。

　優生運動とは具体的には、身心ともに健全で優秀な遺伝形質を持つ男女が正しい結婚をすることによって、りっぱな子孫を世の中に送り出そうという呼びかけであって、このような結婚を優生結婚という。たとえば遺伝病を持つ家系内において近親結婚をすることは、その遺伝子をホモに持つ子供の生まれるおそれがあるから、優生上から見れば望ましくないのである。また極度に劣悪な遺伝形質を持つ人々には断種法という法律によって子孫ができないようにする方法も取られている。」[[44]](#footnote-44)

**木下治雄・佐藤重平・富山一郎・八巻敏雄『高等学校理科用 生物』（大日本図書、昭和32年）**

　「優生　遺伝の法則を応用してヒトの遺伝が明らかになれば、これを適用して健康なすぐれた子孫を得ることができるだろう。ヒトにはいろいろの病気があるが、これには遺伝するものとしないものとがある。（中略）

　しかし、はっきり遺伝することのわかっている病気をもつものは、結婚するときには考えてみる必要がある。その遺伝病が優性遺伝子によるばあいには、その病気が子にすぐ現われるから、たやすくみ分けられる。劣性遺伝子によるばあいには、その形質が現われないで、つぎつぎと伝えられるから、近親結婚をしたときや、その劣性遺伝子をもっているものどうしが結婚したときに現われる。また、ひじょうに悪い遺伝病をもっている人とか、そのような子のうまれる可能性をもっている夫婦は、特に優生手術をして子のできないようにすることもできる。積極的には個人個人が健康なすぐれた人の子孫を残すように考えて、結婚することがだいじである。性病や伝染病は、直接には子孫には遺伝しなくとも、病気がなおってから結婚することがのぞましい。」[[45]](#footnote-45)

（保健体育）

　昭和30年、高等学校学習指導要領が全面改訂され、昭和31年度から学年進行で実施されることとなった。高等学校学習指導要領保健体育科編改訂版[[46]](#footnote-46)は、従来、保健体育科のうち「保健」について学習指導要領が作成されていなかったものに「保健」を加え、保健体育科としてまとめたものである。「保健」の学習内容として、「国民生活と国民保健」中、「国民生活の合理化と国民保健」において、「国民優生、環境改善、栄養改善などを取り扱う」とされた。これを受けた教科書の記述は以下のとおりである。

**東龍太郎監修・浅野均一著『高等学校 保健』（好学社、昭和33年）**

　「精神異常者に対する精神衛生　精神健康者に対する衛生がここにも用いられることは当然であるが、さらに素質的のものであれば、優生保護法による断種手術を行なってその後継を絶つことや、早期に異常者を発見して、適当な治療やその他の処置を加えること、あるいはさらに素質をもつと思われるものについて、それを誘発するような刺激を避けることなどが必要である。」

　「精神薄弱の3／4を占めるのはこのうちろ鈍で、低級ながら普通人とともに社会生活ができ、結婚して子を残し要保護者階級の人口を増し、放浪者や犯罪者その他反社会的人物がここから多く出るということを思うと、社会問題・精神問題として大いに関心をはらうべきである。

　以上のような精神異常者に対しては、入院加療することが必要であり、性格異常者に対しては、小学校から中学校の時代にかけてそうした傾向のものを、それぞれ適当に指導することが必要である。性格異常者や精神薄弱者のために養護学級や養護学校をつくることが望ましい。これらの精神異常を精神障害と総括する。」[[47]](#footnote-47)

**大谷武一ほか『新版 高等保健体育』（開隆堂出版、昭和34年）**

　「国民優生　人間の遺伝素質を改善向上させ、子供の生まれつきをよくしようというのが、優生ということで、これを国家の政策として行うのが国民優生である。そのための法律を、優生保護法という。

　（中略）優生保護法の主旨は、遺伝的悪質の根絶と出産による母体の危険保護とにある。」

　「優生結婚と血族結婚　優生を実行するための第1歩は、結婚に際してよい相手を選ぶことである。昔から結婚の1条件として血統を重んじているが、これは優生学からみても、単なる迷信などとはちがって、科学的に意味がある。」[[48]](#footnote-48)

**今村嘉雄・杉本良一『高等保健体育 改訂版』（大修館書店、昭和34年）**

　「国民優生　（中略）素質の劣悪な人々は、たやすく結婚生活にはいり、受胎調節などに無関心なことが多いので、その人口は今後ますます増加するといわれている。このような傾向は国民としても人類としても好ましくないことである。

　国民優生の目的を達するためには、優秀な人々の生活が国家的に保護されて、その人口が増加するような対策が講ぜられねばならない。それと同時に、素質の劣悪な人々に対しては、できるかぎり優生保護法の名において、受胎出産を禁止することが望ましい。

　また優生思想や遺伝学の知識が広まり、国民が進んで国の優生政策に協力し、優生結婚を行い、すぐれた子孫を残すことに努力することが肝要である。」

　「優生結婚　（中略）優生結婚を強調すると、悪質な遺伝病の素質を有する者は結婚をあきらめ、一生独身で過ごさねばならないような考えに陥るかもしれないが、これは誤りである。たとえどのような欠陥があっても強制的に結婚を禁止することは人道上許されないことである。

　しかしこのような人は、結婚しても子孫を残すことは慎むべきである。たとえば、精神分裂病者が子どもを生むことは、いたずらに社会に負担をかけ、その子どもに同じような病苦を味わわせる結果になるおそれがあるので、優生保護法などによって適切な処置をとらねばならない。」[[49]](#footnote-49)

（家庭科）

　家庭科については、昭和31年度改訂版学習指導要領家庭科編[[50]](#footnote-50)では、「家庭一般」の学習内容として、「（4）育児と結婚」を指導する際、「A 結婚と遺伝　（a）優性遺伝、（b）劣性遺伝（血族結婚を含む）」及び「（5）結婚」を指導する際、「A 結婚の重要性　（b）子孫におよぼす影響」「B 配偶者の選択　（d）遺伝」「C 親としての資格　（d）遺伝」を取り扱うとされた。家庭科の教科書については以下のとおりである。

**松平友子『家庭一般』（中教出版、昭和32年）**

　「優生保護法　悪い遺伝を持つ者は、こどもを育てるという点からは結婚しないほうがよいということになるが、これは人間性に反するので、このような人及び母性の生命保護のため、配偶者の同意を得て、優生手術を行うことができるようにしたのが、優生保護法である。」

　「遺伝による精神病は、優生保護法による手術を行い、梅毒や中毒などによるものは、これを予防することによって発病を防止する。」

　「特殊児　特殊児とは、正常なこども以外のこどもの総称で、これを大別して、身体的特殊児・精神的特殊児・社会的不適応児とする。

　特殊児の出る原因には、遺伝によるものと、環境によるものとがある。特殊児に対する根本的対策としては、特殊児を生まないようにすることである。優生保護法により極端な悪質遺伝に基づく特殊児は防ぐことができるが、この法の適用されるのは小部分である。」[[51]](#footnote-51)

**日本女子大学家庭科研究会編『家庭一般』（実教出版、昭和38年）**

　「結婚と遺伝　こどもは、その知能を遺伝と教育とによって、また、その体力を遺伝と育て方とによって左右されるといってもよい。

　遺伝を決定する遺伝子は、両親から半分ずつこどもに与えられる。遺伝子には、あらわれやすい優性遺伝子と、あらわれにくい劣性遺伝子とがある。血族結婚が一般によくないとされているのは、普通ならばあらわれない劣性の遺伝的欠陥が、遺伝子が重なりあうためにあらわれることが多いからである。結婚に際しては、相手の家系の遺伝について、十分に考慮しなければならない。」[[52]](#footnote-52)

**松平友子ほか『家庭一般 新訂版』（中教出版、昭和42年）**

　「2　結婚と遺伝　こどもの体質や性質が親に似るのは、遺伝によるものである。（中略）両親のどちらかが、よくない遺伝子をもっていると、生まれてくるこどもにそれが伝わり、それがひどければ、親子とも不幸に陥る。このように、遺伝病に対しては結婚してしまってからでは、わたしたちはどうすることもできないので、結婚のときに、相手の家系をよく調べておくことが必要である。

　遺伝には、優性遺伝・劣性遺伝・伴性遺伝などがある。

　優性遺伝　親からこどもに直接遺伝し、こどもの半数、または、全部に遺伝する。優性遺伝によって起こる病気には、多指趾症・骨脆弱症・近視・あざ・そこひ・みつくち・口蓋破裂などがある。（中略）

　劣性遺伝　同じ遺伝子をもった人と結婚しないかぎり現われない遺伝である。劣性遺伝で起こる病気には、皮膚色素欠乏症（白子）・黒内障性ちほう症・先天性筋無力症などがある。

　伴性遺伝　女子を通して男子だけに現われる遺伝である。伴性遺伝で起こる病気には、血友病や色盲などがある。

　以上のように、好ましくない遺伝をもっている人が、同じような遺伝子をもつ人と結婚すると、こどもには濃厚に遺伝するおそれがあるから、健康な家系の人どうしの結婚が望ましい。

　また、わが国では、いまだに血族結婚がみられるが、血族結婚をすると、その子孫の代には、悪い影響が起こりがちであるから、できるだけ避けるようにする。」

　「3　結婚に支障のある病気　結婚生活に直接悪い影響を及ぼすおもな病気としては、精神病・結核・性病などがある。

　a. 精神病　精神病には、たとえば、てんかん・そううつ病・精神分裂病などのように、遺伝するものが多い。しかし、一方には、もっと軽いノイローゼのような精神神経病もある。遺伝する精神病をもった人が結婚すると子孫に害を及ぼすから、優性保護法では、本人や、4親等以内の親類にこのような病気がある場合には、結婚してもこどもが生まれないように、手術を受けることができるように定めてある。」[[53]](#footnote-53)

## Ⅳ　昭和33年の学習指導要領改訂以後

　昭和33年10月、学習指導要領は全面改訂された。また、学校教育法施行規則改正より、文部省告示となり、改めて法的拘束力を持つものと確認された。

　なお、直接「優生」に関する記述は、家庭科及び理科からは消えることとなった。

（保健体育）

　昭和35年2月に高等学校学習指導要領が改訂され[[54]](#footnote-54)、昭和38年から実施されることとなった。「保健体育」では、「保健科目」の「公衆衛生」の内容と機構として、「母子衛生・家族計画・国民優生」が挙げられていた。

　なお、法的拘束力はないが、学習指導要領の内容を明確にするため、その改訂に併せて各教科別に学習指導要領解説が文部省より発行されている。これは、教員が授業を行う際の指針となったり、出版社も教科書編集の参考にするなど、実質的な解釈基準となっている。昭和36年12月に発行された『高等学校学習指導要領解説保健体育編』では、「第2節 保健」の「2 内容 （5）公衆衛生 （イ）公衆衛生の内容と機構 b 母子衛生・家族計画・国民優生」中、「国民優生については、その意義・重要性・対策などについて扱う。なお、特に性病やアルコール中毒の予防の国民優生に対する意義を扱い、性教育にもふれる」と記載されている[[55]](#footnote-55)。

**東龍太郎・浅野均一・今村嘉雄ほか『改訂 高等学校保健体育』（好学社、昭和35年）**

　「国民優生　社会が健全に発達し、社会的福祉が向上するためには、国民のひとりひとりが肉体的・精神的に優秀であって、よい社会の形成者でなければならない。それには、国民の遺伝質の改良が根本問題である。人の遺伝質を改良するには、結婚の相手を選ぶときに劣悪な遺伝質をもっているかどうかを確かめることがたいせつである。（中略）

　もしも欠陥のある者どうしが結婚すれば、劣悪な遺伝質をもつこどもが生まれる可能性が多いので、このような人たちが結婚しなければならないような場合には、優生手術を行なってこどもが生まれないようにすることが望ましい。

　優生保護法は、国民の遺伝質を改良し、母性の健康を守るための法律である。劣悪な遺伝質をもつ者に優生手術を施したり、母性の健康を守るために人工妊娠中絶の手術などを行なう。」[[56]](#footnote-56)

**江尻容・竹本正男ほか『標準高等保健体育』（講談社、昭和39年）**

　「国民優生　優生とは人類遺伝学に基礎をおき、遺伝に基づく心身のあらゆる劣悪化を防止することである。これには社会全体の協力と、法的規制が必要である。

　わが国では、この見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命・健康を保護する目的で、優生保護法を制定している。この法律に従って、本人または配偶者に遺伝性の精神病質や、身体疾患などがあるときは、子孫の出生を防止する手術を受けることができる。」

　「結婚　（中略）結婚の第二の条件は、遺伝的な配慮である。精神や身体上の特に望ましくない病気で、遺伝性のものを所有する場合には、結婚を避けたり、断種手術を行なったりして、子孫のできる心配を取り除いてから結婚するなどの方法が考えられる。しかし、従来、遺伝病とされていたものが、その後の研究によって、そうでないことがわかってきたことも少なくないから、その判断は特に慎重でなければならない。」[[57]](#footnote-57)

**加藤橘夫・朝比奈一男・本間茂雄・笠松章ほか『標準高等保健体育』（講談社、昭和43年）**

　「国民優生　国民優生の目標は、国民の資質向上を図ることで、母体の健康および経済的保護と、不良な子孫の出生を予防するという二つの目的が含まれる。第1の目的は、家族計画により達成される。遺伝学的根拠による第2の目的は、国民優生本来のもので、精神分裂症、躁鬱病、先天性白内障、全色盲、血友病、遺伝性奇形などの悪質な遺伝性疾病が子孫にあらわれるのを予防するために、優生保護法により、優生手術や人工妊娠中絶を行ないうることとなった。

　優生手術とは、生殖腺を除去することなく生殖を不能にする手術で、その適応は、都道府県優生保護審査会の審査か、医師の認定によって決められる。また、血族結婚では、悪質の遺伝性疾病があらわれる危険が多いので、避けることが望ましい。

　すぐれた才能の人が正しい結婚によって優秀な子孫をもうけた例は少なくない。逆に、悪質の遺伝によって精神病者や犯罪者を出した例もある。幸福な家庭を築くには、結婚に対する正しい認識をもち、結婚に際しては、信頼する医師にみてもらい、健康診断書を取りかわすのがよい。これによって、遺伝性疾病や性病などによる疾病異常を予防できる。」[[58]](#footnote-58)

**鶴岡英吉・石津誠・勝木新次・小栗一好・北浜章『高校保健体育』（大原出版、昭和43年）**

　「国民優生　国民の遺伝的素質を改善し向上させること、いいかえると、つぎの世代の国民に、肉体的にも精神的にもよりすぐれた民族的素質を伝えていくようにすることが国民優生である。環境や教育の影響も大きいが、それは無限の可能性をもつものではなく、やはり国民の遺伝的な素質の範囲をこえることはできない。

　国民優生においては、とくに悪質な遺伝性疾患が伝えられることを防止することが重要とされている。遺伝性疾患のなかでも、精神分裂症や躁うつ病などの精神病・精神病質・精神薄弱などはその影響が大きい。遺伝性の身体疾患としては、色盲・血友病・先天性ろうあ・多指症・小頭症などがある。アルコール中毒も劣悪なこどもを出生させるのでとくに注意しなければならない。

　わが国では、優生保護法によって不良な子孫の出生を防止するための優生手術のことが規定されている。優生手術は生殖腺を除去することなしに生殖を不能にする手術である。一方、優生保護法は、母体保護のためにいわゆる不妊手術としての優生手術をも認めているが、その乱用はさけなければならない。

　結婚　（中略）優生結婚の立場からは自らの家系の遺伝病患者の有無を確かめるとともに、相手の家系についてもこのことをよく確かめることが先決問題である。家系の調査範囲は両親・兄弟姉妹はもとより、祖父母・叔父叔母・従兄弟までおよぶことが望ましい。もちろん一方の家系に遺伝病があっても、やむを得ない場合には法の規定によって優生手術ができるので、専門家に相談することがよい。

　血族結婚は遺伝性疾患だけでなく、劣性の遺伝性素質を発現させるおそれが大きいので、法には触れない従兄弟どうしの場合でも望ましいことではない。」[[59]](#footnote-59)

**今村嘉雄・猪飼道夫ほか『高等保健体育 三訂版』（大修館、昭和48年）**

　「なお、国は優生保護法を設け、遺伝的原因による精神障害の発生を防止することに努めている。一方では精神衛生法や児童福祉法によって、精神衛生相談所・精神病院や精神薄弱児施設を設けて、相談・治療や訓練を行ない、社会復帰をめざしている。」

　「（1）国民優生の意義　国民優生とは、優生学＊にもとづいて国民の質の向上に努めることである。そのために、劣悪な遺伝素質をもっている人びとに対しては、できるかぎり受胎調節をすすめ、必要な場合は、優生保護法＊＊により、受胎・出産を制限することができる。また、国民優生思想の普及により、人びとがすすんで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことがのぞましい。」

　「（2）優生結婚　優生結婚とは、遺伝学的にみて素質の健全なものどうしの結婚をすすめ、精神分裂病・先天性聾などのような遺伝性疾患の素質が結婚によってあらわれるのを防ぐことである。

　したがって、優生結婚をするには自分ならびに相手の家系を調査し、遺伝病患者の有無を確かめなければならない。」

　「＊人類集団の遺伝的構成を改善し、人類の発展に寄与することを主張する科学。健全な素質をもつ人口の増加をはかり、劣悪な遺伝素質をもつ人口の増加を防ぐのが主眼で、そのため先天的な身体あるいは精神の欠陥者の発現に関するすべての条件や因子の研究が中心となっている。

　＊＊優生保護法とは、優生学上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母体の生命・健康を保護する目的で定められた法律である。精神病者や遺伝性の奇形を有するもの、らい患者、および妊娠や出産によって生命に危険のある女子などを対象として、優生手術や人工妊娠中絶ができるようにしたものである。」[[60]](#footnote-60)

（理科）

　理科については、昭和31年の学習指導要領改訂により、直接「優生」に触れた昭和26年の学習指導要領の記述自体はなくなった。先述した遺伝教育の歴史の調査によれば、「昭和31年改訂の指導要領では、遺伝の基本的法則が主眼となっており、人の遺伝についてとくに触れられてはいなかったが、昭和35年の改訂に伴う指導要領解説（文部省）には、『ヒトの遺伝などとの関連も考慮して扱う』と示されるようになった。再び教科書に目を移すと、昭和30年代は人の身体障害についての露骨な表現は控えられるようになり、具体的にあげられる遺伝病の名も数少なくなってきている。しかし特定の教科書（あるいは執筆者）では昭和20年代と同様のものが書かれている。（中略）昭和31年から48年発行の教科書22点（10社）のうち優生を取りあげているものは11点（6社）で、この間に優生の節を除外したところが4社ある一方で2社が新設している。人の遺伝の節を設けているのは14点で、先の優生を取りあげている11点の教科書のうち10点（あとの1点は優生という節を設けている）と、血液型のみを取りあげていたり『人の遺伝は単純なものではない』というような紹介の仕方をしているものが4点あった。7点は人の遺伝についてまったく触れていない」[[61]](#footnote-61)としている。主な教科書の記述は以下のとおりである。

**三輪知雄・丘英通『生物 五訂版』（三省堂、昭和37年）**

　「優生学　人類の社会をよりよくしていくためには、政治や経済や教育の上からいろいろの方法が立てられているが、もっと根本的には、生まれてくる子供たちが遺伝的にすぐれた形質を持つものばかりであることが最も望ましい。ダーウィンの研究によって人為淘汰による品種改良の事実が明らかになる一方、遺伝学が進歩するに伴ない、その知識を応用して人類の遺伝的素質を向上させ、その悪くなるのを防ぐことを目的とする優生学が起ってきた。これはダーウィンのいとこにあたるフランシス＝ゴールトン、F. Galton（1822～1911）によって創設されたものである。

　その実践活動が優生運動で、心身ともに健全で優秀な遺伝形質を持つ男女が、正しい結婚をすることによって、りっぱな子孫を世の中に送り出そうという呼びかけをするものである。このような結婚を優生結婚という。たとえば、遺伝病を持つ家系内において近親結婚をすることは、その遺伝子をホモに持つ子供の生まれるおそれがあるから、優生上から見れば望ましくないのである。また、極度に劣悪な遺伝形質を持つ人々には、断種法という法律によって、子孫のできないようにする方法もとられている。

　また、原子爆弾や水素爆弾に反対する根拠の一つは、これらの爆発によって強い放射能のある物質を生じることにより、人類に悪質な突然変異が起るのを防ごうとすることである。」[[62]](#footnote-62)

**岡田要・木下治雄・佐藤重平・柳田為正・碓井益雄・八巻敏雄『高等学校理科用 生物』（大日本図書、昭和39年）**

　「優生　ヒトの遺伝を明らかにし、これを適用して健康なすぐれた子孫を残すようにつとめることを優生という。ヒトにはいろいろの病気があるが、遺伝すると考えられた病気でも、現在では遺伝しないことがわかっているものもある。結核症やらい病などは、むかしは遺伝するように考えられていたが、むろんこれらは伝染病であって、遺伝病ではない。しかし、結核にかかりやすい体質は遺伝するし、精神病のなかには、遺伝することのはっきりわかっているものもある。

　非常に悪い遺伝病をもっているヒトとか、そのような子の生まれる可能性をもっているヒトは、特に優生手術をして、子のできないような結婚をすることがたいせつである。性病や伝染病は、子孫に遺伝しなくても、病気が直ってから結婚するのがのぞましい。」[[63]](#footnote-63)

## Ⅴ　高度経済成長期の学校教育における優生学

　この時期、経済成長の推進力としての人的能力の開発と人口資質向上が重視された。『厚生白書（昭和46年版）』では、「第1章 児童と健康　第1節 健康なこどもが生まれるために」の中で、「7 遺伝による先天異常を防ごう」として、「先天異常の原因として主として遺伝に関係するものが多く見積もつて30％、少なく見積もつて10％といわれているので結婚あるいは出生に際し、このことを無視するわけにはいかない。したがつて、学校教育や社会教育においても、また婚前学級においてもあらゆる努力を通じて遺伝をはじめ、生理、解剖、優性結婚、家族計画の意義などについてじゆうぶん指導を行なう必要がある」[[64]](#footnote-64)と教育の必要性が強調されていた。

　このような当時の状況について、「優生政策は決して非難されるものではなかった。そもそも、第二次世界大戦直後、ナチス批判の核心は、暴力的圧政とユダヤ人の大虐殺に向けられ、その優生政策は非難の対象にはならなかった。（中略）逆に、優生学がナチズムの関連から解き放たれたことにより、いくつかの国では、『科学的優生学』の取り組みが本格的になった。1960年代にはまだ、科学者や医師の間で『優生学』は、中立的あるいは肯定的な意味を含むものとして通用し、公然と語られていたのである。こうした状況の中で、教育の場においても、『優生思想』は『タブー』ではなかった」[[65]](#footnote-65)と指摘されている。

（保健体育）

　昭和45年10月に改訂された高等学校学習指導要領（昭和48年4月施行）[[66]](#footnote-66)では、「保健体育」の「保健」の内容として、「結婚と優生」を挙げ、「性に関する指導を考慮し、心身発達における男女の特性および男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解することを中心に、効果的に取り扱うものとする」とされている。

　昭和47年3月に発行された『高等学校学習指導要領解説保健体育編』では、「B 精神の健康」のうち、「（3）精神障害と健康な精神　ア おもな精神障害」として、「わが国における精神障害の現状を知らせる。精神障害としては、精神分裂症、そううつ症、てんかんなどの精神病や精神病質、精神薄弱および神経症などについて、そのおもな特徴を理解させる。また、精神障害の原因を知らせるとともにその予防や取り扱いに関連して優生保護法や精神衛生法などにふれる」としている。

　また、「E 生活と健康」のうち、「（1）家庭生活と健康　ア 結婚と優生」として、「結婚は、男女が相互に愛情を基盤とし、精神的、身体的および経済的に結ばれ、継続的に共同生活を営むことである。したがって結婚はお互いが精神的・身体的条件を満たすとともに、健全な家庭生活を営み、子孫の繁栄を図るための育児や家庭経営などができる能力が必要であることなどを心身の発達や健康状態など保健的立場から理解させる。

　優生については、優生の意義や優生上問題となる疾病および血族結婚などについて理解させる。また、心身に特別な異常をもつ子孫の出生を防止し、母性の生命や健康を保護することを目的とした優生保護法にふれ、これに基づいて行なわれている優生手術や人工妊娠中絶の現状を知らせる」と記載されている[[67]](#footnote-67)。

　保健体育の教科書でも、以下のように「優生奨励の見地から何の保留もなく優生保護法が肯定的に紹介されていた」[[68]](#footnote-68)。

**浅野均一・佐々木吉蔵ほか『保健体育 改訂版』（一橋出版、昭和45年）**

　「国民優生　国民の遺伝的素質を改善し向上させること、すなわち、次の世代の国民に、肉体的にも精神的にもよりすぐれた民族的素質を伝えてゆくことが国民優生である。わが国では1948年に優生保護法が制定され、とくに悪質な遺伝性疾患が伝えられることを防止するため、精神分裂病・そううつ病・全色盲・血友病・遺伝性奇形などの遺伝病を有する場合や、出産により母体に危険がある場合には優生手術や人工妊娠中絶が実施できることになった。

　優生結婚　（中略）国民の素質を向上させるという優生結婚の立場から、結婚をするにあたって、みずからの家系の遺伝病患者の有無を確かめるとともに、相手の家系についてもよく確認することが重要である。家系の調査範囲は、両親・兄弟姉妹はもとより、祖父母やいとこまでおよぶことが望ましい。いろいろな条件がからんで判断に迷うときには、優生保護相談所などで専門家の意見を聞くとよい。」[[69]](#footnote-69)

**竹之下休蔵・小川新吉ほか『改訂高校保健体育』（学研書籍、昭和45年）**

　「国民優生の意義と目的　優生学や遺伝学に基づいて、国民の健全な素質を維持・向上させ、同時に劣悪な素質をもつ人々の減少をはかり、国民の幸福と、さらにすぐれた国家社会の建設を目ざすことを国民優生という。そのために、国家は、素質の健全な人々が増加し、また遺伝性疾患や劣悪な遺伝性素質をもった人々が減少するように、優生保護法を1948年（昭和23）に制定した。

　優生保護法の目的は、優生上の見地から、優生手術や人工妊娠中絶により、不良な子孫の出生を防止するとともに、母体の生命、健康を保護することにある。（中略）

　遺伝と結婚　わたしたちのもっている素質は、結婚によって子孫に受け継がれていくので、結婚するときには、国民優生の立場からじゅうぶんな考慮がなされなければならない。結婚の相手を選ぶ場合には、遺伝的な面から詳細な家系調査を行ない、また、お互いの健康診断書を交換することなどがたいせつである。

　（中略）遺伝的にみて、素質の健全な者同士が結婚することによって、はじめて健全な素質をもった子孫の出生をみることができる。

　子孫に悪影響をあたえる疾病　本人はもちろん、子孫の素質にもわるい影響をあたえ、国民優生のうえからも注意しなければならない疾病に、性病・アルコール中毒・麻薬中毒などがある。」[[70]](#footnote-70)

**川村英男・山岡誠一ほか『新編保健体育』（第一学習社、昭和47年）**

　「遺伝性疾患と優生保護　（中略）血族結婚でなくても、遺伝する傾向の認められるものとしては、精神分裂病、そううつ病、精神薄弱などの精神障害や先天奇形、斜視、高度の近視、てんかん、赤緑色盲、糖尿病などがあるので注意しなければならない。

　優生とは、遺伝学の知識にもとづいて、国民の資質が低下することを防ぐとともに、これを向上させることである。実際には、素質の優秀なものどうしの結婚をすすめるという積極的な意味での優生よりも、不良の遺伝を避けるというかたちで行なわれている。すなわち、精神的、身体的に悪性の因子を遺伝するおそれのある人々が子孫をつくらないように優生手術や妊娠中絶を行なっている。

　優生手術は、生殖腺を除去することなしに妊娠を不可能にする手術で、法律により、その方法が定められている。女子では卵管、男子では精管の結紮が行なわれる場合が多い。

　優生保護法は、優生の見地から好ましくない子孫の出生を防ぐとともに、母性を保護するために定められた法律である。」[[71]](#footnote-71)

**重田定正・浅川正一ほか『保健体育』（教育出版、昭和47年）**

　「国民の優生　結婚に際して、遺伝のことを忘れてはならない。遺伝性の病気や劣悪な遺伝的素質をもっている人の増加を防ぎ、健康で優秀な素質をもっている人を増加させて国民全体の素質を向上させることを国民優生という。そのために、劣悪な遺伝的素質をもっている人に対してできるかぎり受胎調節をすすめ、必要な場合は、優生保護法により優生手術を行なうことができる。優生手術とは、男子では精管を切除結さつして精子が、女子では卵管を圧ざ結さつして卵子が通過できなくする手術である。

　したがって、国民優生思想の普及をはかることによって、国民がすすんで劣悪な遺伝病を防ぐために協力することがたいせつである。」[[72]](#footnote-72)

**福田邦三ほか『保健体育』（開隆堂出版、昭和48年）**

　「優生　優生とは遺伝の力を利用して人間の遺伝素質を改善向上させ、生まれる子どもの素質をよくしようとすることである。優生を実行するためには、結婚に際して遺伝的によい相手を選ぶことが必要となる。」

　「人工妊娠中絶　優生保護法による人工妊娠中絶は、最近減少の傾向にあるが、それでも約73万件（1972年）ある。これは、家族計画の方法をまちがえている者が多いためと思われる。しかし、異常妊娠であったり、母体に劣悪な遺伝因子や伝染病があったり、そのほか出産が身体的または経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのある場合には、人工妊娠中絶が認められている。」[[73]](#footnote-73)

**加藤橘夫・前川峯雄・石川利寛・大塚正八郎ほか『標準高等保健体育 改訂版』（講談社、昭和50年）**

　「優生　われわれの子孫に、不良な遺伝子を残さないようにすることを優生という。

　優生上問題になる疾病や異常の遺伝を防ぐために、優生保護や優生結婚が必要となってくる。

　相互の家系に遺伝的欠陥や疾病がある場合には、不健全な子孫が生まれたり、社会的にも不幸をまねくことがないように、結婚や出産に際しては専門家の指導を受けることがたいせつである。

　国でも優生の問題を重視し、その対策として1948年に優生保護法を制定し、優生上問題になる疾病のある場合には妊娠中絶や優生手術を認めている。このようにして、母体の生命・健康を保護するとともに、国民全体の遺伝素質を改善し、向上させるために、国民優生に力をそそいでいる。」[[74]](#footnote-74)

**菅原禮ほか『高校保健体育』（大原出版、昭和51年）**

　「優生の意味　次の世代の子どもたちに、心身ともに健全な形質が受けつがれていくように配慮することを優生という。生まれてくる子どもの体型や性格などは、両親の形質を受けついでいることが多いが、疾病や形質の異常、特に顕著な遺伝性の疾患がある場合には、たんに、その結婚を回避すればよいというのではなく、遺伝相談などを受けて、十分な知識と適切な準備や対策を考えておくことがたいせつである。（中略）

　優生保護　優生上の見地から、次の世代の子どもたちの健康や疾病の対策が考えられなくてはならないが、わが国では、1948年に優生保護法が制定され、優生手術や人工妊娠中絶が認められている。」[[75]](#footnote-75)

（理科）

　一方、生物については、先述した遺伝教育の歴史の調査によれば、高等学校学習指導要領について、「昭和45年の改訂で、人の遺伝の扱われ方は大きく変わる。（中略）生物Ⅱでは12点中7点が人の遺伝にまったく触れず遺伝の仕組みのみを詳しく説いている。一方、生物Ⅰでは従来通りの遺伝の学習が進められ、伴性遺伝の例としての色盲、血友病が取りあげられている。ここで優生について言及している教科書は調査した11社のうち4社のものに限られてくる」[[76]](#footnote-76)としている。生物の教科書については以下のようになっている。

**石田寿老ほか『新編 生物』（清水書院、昭和48年）**

　「優生　遺伝学を応用して、人間の体質や性質の改良をはかることを優生という。（中略）

　人間の心身を向上させるには、環境や教育の力にまつところがきわめて大きいが、同時に遺伝をも重視し、優良な遺伝質はふやし、わるい遺伝質はのぞくようにつとめなければならない。このため、配偶者の選択を慎重にして、優生結婚を行なうよう心がけるとともに、わるい遺伝質をもつ者が子孫を残さないようにすることも必要であろう。このようにして優生が行なわれている。」[[77]](#footnote-77)

**木下治雄ほか『生物Ⅰ』（大日本図書、昭和49年）**

　「優生　ヒトの遺伝を明らかにし、これを適用して健康なすぐれた子孫を残すようにつとめることを優生という。ヒトにはいろいろの病気があるが、遺伝すると考えられた病気でも、現在では遺伝しないことがわかっているものもある。結核症やらい病などは、むかしは遺伝するように考えられていたが、むろんこれらは伝染病であって、遺伝病ではない。しかし、結核にかかりやすい体質は遺伝するといわれており、また、精神病のなかには、遺伝することのはっきりわかっているものもある。

　非常に悪い遺伝病をもっている人とか、そのような子の生まれる可能性をもっている人は、結婚しても、子のできないようにすることがたいせつである。」[[78]](#footnote-78)

**篠遠喜人ほか『生物Ⅰ 生命の探究1』（教育出版、昭和49年）**

　「優生学　優生学は、人類の中の優良遺伝子の増加と、悪質な遺伝子の減少を、人為的方法によって促進するのが目的である。

　遺伝病をもつ家系内において近親結婚をすることは、その遺伝子をホモにもつ子が生まれる心配があるので、優生学上からみれば望ましくない。極端に悪質な遺伝形質をもつ人々には、法律によって子孫のできないようにする方法もとられている。」[[79]](#footnote-79)

（家庭科）

　家族計画を学校教育で教材化する観点から教科書を分析した研究によれば[[80]](#footnote-80)、「家族計画はそのまま優性思想に結びついている。優性の思想を全面的に否定することはできないが、障害児への差別につながることのないように、十分に配慮しなければならない」、「健康や優生への強調がみられ、人権への配慮はわずかである」とされている。教科書については以下のとおりである。

**稲垣長典・及川ふみほか『改訂 保育』（学研書籍、昭和48年）**

　「優生保護法の適用　遺伝性の病気、たとえば遺伝性の精神薄弱、精神病などが家系の中にみられる場合には、こどもにそのような因子を伝えるおそれがあるので、優性保護法によって、こどもを産まないようにすることが望ましい。」[[81]](#footnote-81)

**成田順ほか『新訂版 家庭一般』（教育図書、昭和48年）**

　「好ましい環境と望ましい両親の養育態度で、こどもを心身ともに健やかに育てていく努力は、もちろんたいせつである。しかし、それに先だって重要な問題は遺伝である。明らかに遺伝によってもたらされることのわかっている病気や体質について、正しい知識をもち、生まれてくるこどもに不幸を背負わさないようにしなければならない。

　しかし、実際には、遠く祖先からの遺伝関係を調べることは困難である。悪い遺伝のあらわれやすい血族結婚は、避けるほうが望ましい。（中略）もし不幸にして、明らかに悪い遺伝性疾患を受けついだ者は、結婚に先だって優生保護法による優生手術を受けるなどして、不幸な子孫の出生を防止したい。」[[82]](#footnote-82)

**山本キクほか『家庭一般』（一橋出版、昭和49年）**

　「結婚と遺伝　（中略）よいこどもを育てるためには、よい結婚をすることが出発点である。遺伝についての正しい知識をもち、病気や体質についても考えたうえで、よい配偶者を選ぶようにしたいものである。

　遺伝については、現在一定の法則性のあることが明らかにされている。（中略）

　したがって、生まれてくるこどもに不幸をおわさないためにも、有害な遺伝子をもつ人との結婚は避けなければならない。とくに血族結婚は、潜在している悪性形質が現われるおそれが大きいから、できるだけ避けることが望ましい。わが国では、優生学上3親等以内の結婚を法律で禁止している。（中略）

　精神病　精神病のうち、精神分裂症・そううつ病・真性てんかんなどは、遺伝性であると考えられているから注意する必要がある。

　以上述べたような病気は、家庭の平和と幸福を破壊してしまうので、その害を未然に防がなければならない。それには、結婚前に男女とも健康診断を受けて、健康な配偶者を選ぶようにすることが必要である。（中略）

　問題1．　結婚や育児に関連して考えなければならない病気について、簡単に説明せよ。

　　　2．　わが国の法律で、3親等以内の結婚を禁じているのはなぜか。

　研究　種々の遺伝形質のなかで、結婚の際とくに考えなければならないのはどんなものか、調べてみよう。」[[83]](#footnote-83)

## Ⅵ　優生保護法改正反対運動と教科書の変化

　昭和47年、政府は、中絶手術の条件から経済的理由を削除すること及び胎児の障害を中絶の理由として認める、いわゆる「胎児条項」を新たに設けること等を内容とする優生保護法改正案を国会に提出した。これに対し、後者の条項について、脳性まひの障害者の団体「青い芝の会」は、出生前診断に基づく選択的中絶は障害者を「本来あってはならない存在」とみなし、障害者の生存権を否定するものと強く批判し、激しい反対運動を展開した。このような優生保護法改正反対運動を通じて、「優生」という言葉や考え方は「障害者」の生存権の否定につながるという見方が浸透してきた[[84]](#footnote-84)。

　このような動きについては、「国家が、子どもを産み育てるという行為の担い手から『病気』や『障害』をもつ人を排除すること、ひいては、『病気』や『障害』をもって生まれる子どもを排除することに対する明確なる批判が語られるようになった。と同時に、ここでは、個人が『病気』や『障害』をもつ子どもを産まない『決定』をすることを『内なる優生思想』と見なす議論の枠組みが提示され、個人の優生学的な決定を『子ども』を『不幸』にしないためのものと意味づけることもまた批判的に見られることとなった」[[85]](#footnote-85)と指摘されている。

　こうした中、教育においても変化が現れるようになった。昭和53年8月に改訂された高等学校学習指導要領（昭和57年4月施行）[[86]](#footnote-86)では、それまで保健体育に盛り込まれていた「優生」に関する項目がなくなった。その結果、以前は「優生奨励の見地から何の保留もなく優生保護法が肯定的に紹介されていた」教科書が、「新指導要領にもとづく教科書では、優生保護法に言及する場合でも、優生保護法への批判の存在にふれたり、中絶の問題に限定」[[87]](#footnote-87)したり、「かつての優生政策を批判的に記述」[[88]](#footnote-88)するなど改められていったとされている。

（保健体育）

**浅野均一・佐々木吉蔵ほか『保健体育 改訂版』（一橋出版、昭和53年）**

　「優生　結婚は個人の自由意志が尊重されなければならないのはいうまでもないことであるが、生まれてくる子供に対しては責任を持たなければならない。子孫のなかに遺伝的なよい素質を伝え、疾患を伝えないようにすることを優生という。（中略）

　わが国ではこのような遺伝性素質や疾患が子孫に伝わることを防止する目的と、母体の生命、健康の保護を目的として、優生保護法が1948年に制定された。これにより、とくに悪質な遺伝性疾患を持ったり、出産により母体に危険がある場合、暴行や脅迫によって妊娠してしまった場合において合法的に優生手術や人工妊娠中絶が実施できることになっている。しかし、このような手段はとらない方が望ましいのでいろいろな条件がからんで判断に迷う場合は、保健所内にある優生保護相談所などで専門家と相談するとよい。

　しかし、国民優生を強調するあまり、身体的・精神的に障害をもつ人の人権が侵される傾向や、障害をもって生まれてきた子どもの生命を軽視する社会的風潮も指摘されるようになった。そのため、優生保護法を再検討しようとする傾向も強まってきている。」[[89]](#footnote-89)

**今村嘉雄・猪飼道夫ほか『高等保健体育 三訂版』（大修館書店、昭和53年）**

　「優生　優生とは、つぎの世代の子どもたちが、遺伝上の問題で不利益を生じないように配慮することをいう。特定の疾病や形質が遺伝によって、つぎの世代にうけつがれることがあるが、その場合、遺伝の影響が残らないように結婚の相手を選んだり、妊娠をさけたりすることがある。しかし、これは本人どうしの責任と決断にまかせられることがらである。かつて、ナチス・ドイツがゲルマン民族の純血を保つという名目で本人の意志とかかわりなく強制的優生政策をとったということが伝えられた。また、わが国でも、かつて国民優生法（1941年）という法律があり、これによって、社会に混乱をひきおこすという理由で精神障害者や伝染病患者の一部に対して優生手術を行うことができるようなしくみになっていた。（中略）

　優生対策　先にも学んだように、かつての優生対策の中心思想は人権を無視したものであり、個人の幸福を願うより社会の安定を口実としたものであった。しかし、優生は本来個人の幸福に焦点をあてたものでなければならない。優生対策の中心となるのは、わが国では優生保護法であるが、この法律も強制的な公益を前提とした思想が残っているとされ、多くの批判がある。」[[90]](#footnote-90)

**加藤橘夫・前川峯雄・石河利寛・大塚正八郎ほか『標準高等 保健体育』（講談社、昭和54年）**

　「優生　われわれの子孫に、不良な遺伝子を残さないようにすることを優生という。

　優生上問題になる疾病や異常の遺伝を防ぐために、優生保護や優生結婚が必要となってくる。

　相互の家系に遺伝的欠陥や疾病がある場合には、不健全な子孫が生まれたり、社会的にも不幸をまねくことがないように、結婚や出産に際しては専門家の指導を受けることがたいせつである。

　国でも優生の問題を重視し、その対策として1948年に優生保護法を制定し、優生上問題になる疾病のある場合には妊娠中絶や優生手術を認めている。このようにして、母体の生命・健康を保護するとともに、国民全体の遺伝素質を改善し、向上させるために、国民優生に力をそそいでいる。」

　「優生手術　優生保護法に定められた遺伝性の疾病がある場合、不良な遺伝子が残らないよう、妊娠を不能にするため、男・女どちらかに手術を行うことがある。この手術を優生手術といい、生殖腺（性腺）を切除することなく、男子では精管を、女子では卵管を結紮して行う。この手術は、個人にとっては重大なことなので、医師の診断により、本人や家族の同意を得て行われる場合と、都道府県の優生保護審査会が、手術の適否を決定して行われる場合がある。」[[91]](#footnote-91)

**栗本義彦ほか『二訂 高等保健体育』（中日本スポーツ研究会、昭和54年）**

　「遺伝的に優秀な因子をもった者どうしの結婚では、その多くに、りっぱな子どもができるし、不良な因子をもった者との結婚では、その多くに、不良な子どもができる。（中略）

　血族結婚による遺伝性疾患の出る危険性は、血縁が近いほど大きい。国は、素質の健全な人々が増加し、不良な素質の人々が減少するように優生保護法を制定（昭和23年）し、優生手術などの優生対策を進めている。

　［優生手術］優生手術は、優生保護法の「優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命・健康を保護することを目的とする」という趣旨に基づいて、本人または配偶者が、遺伝性精神障害・遺伝性身体疾患・遺伝性奇形などの遺伝病をもっているような場合に、男女の精管や卵管を結さつしたり切断したりして、妊娠を不可能にする手術である。

　なお、優生手術には、対象者の任意による場合と、都道府県優生保護審査会の決定によって行う場合とがある。」[[92]](#footnote-92)

**小野三嗣ほか『保健体育』（一橋出版、昭和57年）**

　「優生　わが国では1948年に優生保護法が制定された。（中略）男性も女性も、結婚するにあたっては、互いに優生保護法の規定にまつまでもなく、健康診断書の交換を行い、遺伝についても話し合うことが必要である。また、問題があるときは、優生保護相談所や専門家の指導を受けるなどして、知り得る範囲で避けられるものは避ける理解が必要であるが、優生を考えるあまり、人権が軽視されてはならない。」

　「優生手術　優生手術とは、精巣や卵巣の機能をそこなうことなく、精子や卵子の通過する道である精管や卵子を手術によって結紮し、妊娠を不能とする方法である。この手術は、母性の生命・健康を保護する目的で許されているが、本人の同意はもちろん医師の認定や優生保護審査会の決定によって認められるもので、自由に行うことは許されていない。」

　「人工妊娠中絶　（中略）人工妊娠中絶手術の手術は、時に麻酔などで生命の危険もはらみ、（中略）できるだけ避けることが望ましい。優生保護法では、医学的・経済的・社会的な、適応となる要件がないときは行えないことと規定されている。」[[93]](#footnote-93)

（家庭科）

　家庭科については、先述した家族計画の教材化を検討した研究によれば、遺伝と優生について、「血族結婚はさけた方がよいという程度の記述がみられるのみである」[[94]](#footnote-94)とされている。

**稲垣長典ほか『改訂 保育』（学習研究社、昭和52年）**

　「遺伝　両親の形質・特徴は遺伝によってこどもに伝わる。そのため、従来、原因のわからない疾病が、しばしば遺伝性疾患とされてきた。しかし、医学の進歩は、それらの疾病の多くが、感染など、胎児の環境が原因で起こることを明らかにし、また、たとえ遺伝性のものであっても、早期に治療すれば社会生活を営めるものもあることがわかってきた。遺伝についても、医師や遺伝相談所とよく相談するとよい。」[[95]](#footnote-95)

**山下俊郎ほか『新版 保育』（中教出版、昭和52年）**

　「遺伝の問題　（中略）結婚に際しては、結婚する両者の遺伝的関係をよく考える必要がある。これは、生まれる子どもの幸福、ひいては家庭の幸福のためにもたいせつなことである。ことに血族結婚は、子どもの異常率が高いのでなるべく避ける。（中略）

　夫婦の遺伝関係　夫婦のいずれかに、遺伝性の病気などがある場合には、結婚生活にはさしつかえないが、妊娠・出産を制限する必要があるかどうかについては、遺伝相談所とか、優生保護相談所などに相談するとよい。これは、子どもや社会に迷惑をかけないためであり、また、家庭の幸福のためでもある。（中略）

　優生保護法　優生上の見地から、不良な子孫の出生防止と母性の生命・健康の保護という目的で、昭和23年に制定された。この法律では、優性保護法で決められた指定医師だけが、法に定められた理由がある場合のみ、人工妊娠中絶手術を行うことが認められている。」[[96]](#footnote-96)

**小池五郎・渡辺ミチほか『新訂版 家庭一般』（教育図書、昭和54年）**

　「結婚　（中略）じょうぶなこどもは健康な両親から生まれるということからいえば、まず男女のいずれもが健康であること、悪い遺伝子をもっていないこと、なるべく近親結婚でないことなどが望ましい条件といえる。ただしこれはあくまでも一般論であって、実際の結婚にあっては、男女が互いの立場をよく理解し、深い愛情と強い信頼で結ばれることが肝要である。（中略）

　研究1　血族結婚は、優生学上なぜ悪いか研究してみよう。」[[97]](#footnote-97)

（理科）

　理科については、先述した遺伝教育の歴史の調査によれば、「現行教科書（53年改訂）の実態は（中略）『理科Ⅰ』（調査は10点・10社）で、（中略）優生については各社とも触れていない。『生物』では8点中（中略）優生について書かれているものは1点であった」とされ、戦後における人の遺伝に関する教育の流れを概観した結果として、「はじめのころは優生思想と関連づけて遺伝病がおもに例示されていた」、「今回の改訂[[98]](#footnote-98)で『ヒトの遺伝』が指導内容に明確に含まれることになった。当然そこでは遺伝病が扱われることになろうが、明治期からの遺伝学の啓蒙の経過を踏まえると、遺伝病の事実を理解させるだけではなく、人権問題も含めてそれに対する見方を考えさせる機会を与えたいものである」と指摘されている[[99]](#footnote-99)。

　しかし、高等学校学習指導要領（平成元年3月）[[100]](#footnote-100)の生物1A「ヒトの遺伝」では、「ヒトの遺伝現象を染色体や遺伝子と関連させて平易に扱うこと。」と記述されるにとどまった。生物の教科書については以下のようになっている。

**末廣恭雄ほか『高等学校生物Ⅰ 再訂版』（学校図書、昭和54年）**

　「優生　優生学を応用してヒトにおける遺伝を解明し、ヒトの体質の改良をはかることを優生という。悪性の遺伝病をもつものを少なくして、健康で優秀な子孫を次代に残そうとする優生的な考え方は、1882年、イギリスの遺伝学者ゴルトンによって始められた。

　近親結婚の禁止は、優生学上からみても有意義なことといえよう。なぜなら、悪性の遺伝子は劣性なのでふつうは現れないが、近親結婚だと、それらの遺伝子がホモになって悪性の表現型がでてくる可能性があるからである。

　いずれにしても、ヒトの遺伝は複雑なうえ、科学的な実証を得にくいこともあるので、優生学的な考え方を実際に進める場合には、じゅうぶん慎重な態度と科学的なうらづけをとることが必要である。『遺伝より環境の改良が急務である』という考え方もこんなところに起因しているのかもしれない。」[[101]](#footnote-101)

**今堀宏三・太田次郎・丸山工作ほか『高等学校生物』（新興出版社啓林館、昭和57年）**

　「優生　遺伝学を応用して、よりよい遺伝的形質をもつ子孫をふやそうとすることを優生という。悪性の遺伝病をもつ場合に、それを子孫に伝えないようにすることなどがその例である。しかし、ヒトの形質には、遺伝によるか否かを決めにくいものが多く、遺伝のしかたも、多くは1つの遺伝子による単純な遺伝形式ではない。また、よりよい形質というのに、主観が入りがちである。したがって、優生の考えを実際に進める場合には慎重で、真に科学的な態度が必要である。（中略）

　また、ヒトの遺伝については、科学的な実証の少ない風説も少なくないので、いたずらに遺伝を過信したり、逆に軽視し過ぎたりすることのないよう心がけることも大切である。」[[102]](#footnote-102)

　これらの教科書に対しては、「優生学や優生思想の肯定的意義を表立たせることはしていないし、優生が差別思想に根ざしていたり、個人の基本的な権利を軽んじがちなことへの批判的指摘ももちろん見られない。しかし、慎重な態度と科学性の条件次第で優生の正当化を唱えているようにも解釈できる」[[103]](#footnote-103)との指摘もある。

　また、以上見てきた理科（生物）の教科書には、次のような自然観や世界観が現れていたと指摘されている。すなわち、「動植物界の進化のようすを人間社会にも適用し、競争原理の自然観を用いて説明した」、「生存競争、優勝劣敗、自然淘汰、適者生存をひとまとまりにし、それを由来に持つ自然観である。また、優生の記述では、ヒトの形質には優劣が存在し、その形質は遺伝によって決定されていて、『劣った』形質は改良されるに値するという遺伝決定論的な自然観」、「国家や社会あるいは民族は、遺伝学の応用によりさらに優秀な状態へと改良されるべきであり、それを実現できるのが遺伝学や優生学という科学であるという世界観」[[104]](#footnote-104)である。

## Ⅶ　平成8年優生保護法改正後

　平成8年、優生保護法は母体保護法に改正され、優生に関する規定は削除された。それ以前に既に、「優生」に関する項目は高等学校学習指導要領からなくなっている。しかし、その後も、優生保護法に関するかつての教科書の記述を問題視する指摘がなされている。

　平成30年5月には、昭和25年に発行された高校保健教科書に、優生保護法について、健康で明るい社会を作るために大切なものなどと書かれた事実が挙げられ､教育現場でも優生思想の差別的な考え方が広く教えられていたとみられると報道された[[105]](#footnote-105)。この件に関し、林芳正文部科学大臣は、「過去、保健体育の高等学校学習指導要領解説や高等学校用の保健の教科書において優生保護法に関する記述があったことは事実でございます。しかしながら、優生保護法が平成8年に母体保護法に改められまして、遺伝性精神疾患等を理由とした優生手術、不妊手術ということですが、や人工妊娠中絶に関する規定も削除されている現在、こうした記述はないわけでございます。このように優生思想に基づく差別は、旧優生保護法に基づく規定が削除された段階で明確に否定をされたものと受け止めておりますし、障害者に対する差別は決してあってはならないものだというふうに思っております。新学習指導要領においても、障害者への理解を深める教育を児童生徒の発達段階に応じて指導することとしておりまして、文部科学省としては、各種モデル事業等の実施を通じて、学校教育における障害者理解のより一層の推進に努めて参りたいと思っております」[[106]](#footnote-106)と述べている。

表３　学校指導要領に記述された「優生」に関する指導内容

|  |
| --- |
| 昭和22年　新制高等学校の教科課程に関する件 |
| 昭和22年度　学校体育指導要綱 |
| 高等学校（仮称）では「社会生活の衛生」について「国民栄養、都市及び農村の衛生、国民優生、人口問題、職業の衛生」に関する理論と実際を行う。 |
| 大学（仮称）では「国民優生」について「遺伝、遺伝病その他」に関する知的ならびに実践的指導を適当に配合して行う。 |
| 昭和23年度　学習指導要領 家庭編（高等学校用）（試案） |
| 単元4「結婚の計画」の「生徒の活動」として、「生徒は父と母といずれに似ているか，その似ている所を表に作り，相続性を調べる。結婚生活の幸福に重大関係を有する遺伝性について話し合う。」 |
| 昭和24年度　学習指導要領 家庭科編 高等学校用 |
| 「家族目録」の単元4「結婚の資格としたく」において、「結婚に成功するに必要な要素」として、「生物学的要素」の中に「イ．遺伝の問題、ロ．身体的および精神的健康の度合い」の参考として、「よい遺伝の家族とわるい遺伝の家族の話」と記載。「育児目録」の単元1「妊娠と分娩」において、「出産についての正しい認識」を指導する際に、学習活動として「国民優生法・母子手帳などについての討議」を行う。 |
| 昭和26年　学習指導要領一般編（試案）改訂版 |
| 昭和26年改訂版　中学校・高等学校学習指導要領 理科編（試案） |
| 中学校第3学年「遺伝のしくみ」について、「a．人間の遺伝様式は複雑であって，どんな性質が遺伝するかは簡単に決められないこと b．遺伝する性質の中で，色盲・血友病・血液型などは遺伝のしかたがはっきりしていること（これらの遺伝のしくみにまで触れては早すぎる）」について説明する。また、「研究」として、「教科書や参考書によって，精神病やはなはだしい不具のような悪い性質をもたないで，優秀な子孫を作るのに遺伝の法則はどのように利用できるかを調べる。」 |
| 高等学校生物　単元Ⅳ「生物の種族はどのように保たれているか」において、「生物の生殖・発生・遺伝に関する現象を取り上げ，その間に見られる法則性を理解するとともに，生物の保護・増殖・品種改良などの原理と方法について理解する」、「人類の遺伝に関しては生徒に不当な劣等感を与えないためのじゅうぶんな考慮が払われなければならない。」この中で、「精神的にも肉体的にもわれわれの健康を増進するために，遺伝の法則はどのように応用されるか」について学習し、「指紋・色盲・血液型・近視など，人の遺伝形質について」話し合い、「a．人の形質（病的でないもの）の遺伝の様子、b．色盲・血液型・血友病・精神病など人の病気や奇形の遺伝について、c．優良家系について」調べて発表し、「優生学と純潔，遺伝に関する迷信などについて」調べて話し合う。さらに、「国民の健康と遺伝との関係について」教師が説明するか，生徒が研究して報告書を提出する。 |
| 昭和31年　高等学校学習指導要領一般編改訂版 |
| 昭和31年　高等学校学習指導要領一般編（昭和31年12月再訂版） |
| 昭和31年度改訂版　高等学校学習指導要領 保健体育科編 |
| 「保健」の学習内容として、「（8）国民生活と国民保健」中、「（ウ）国民生活の合理化と国民保健」において、「国民優生，環境改善，栄養改善など」を取り扱う。 |
| 昭和31年度改訂版　高等学校学習指導要領 家庭科編 |
| 「家庭一般」の「保育・家族」の学習内容として、「（4）育児と結婚、A結婚と遺伝、 (a)優性遺伝、(b)劣性遺伝（血族結婚を含む）」、「（5）結婚、A結婚の重要性、(b)子孫におよぼす影響、B配偶者の選択、(d)遺伝、C親としての資格、(d)遺伝 」を取り扱う。 |
| 昭和35年　高等学校学習指導要領（昭和35年10月施行） |
| 「保健体育」の「保健科目」の「公衆衛生」の学習内容の一つとして、「母子衛生・家族計画・国民優生」を取り扱う。 |
| 昭和40年　盲学校学習指導要領 高等部編（昭和41年4月施行） |
| 「保健体育」の「保健科目」の「公衆衛生」の学習内容の一つとして、「母子衛生・家族計画・国民優生」を取り扱う。 |
| 昭和40年　聾学校学習指導要領 高等部編（昭和41年4月施行） |
| 「理容・美容」教科の「伝染病・細菌・公衆衛生科目」の「公衆衛生」の学習内容の一つとして、「予防衛生」のうち、「精神衛生と優生保護」を取り扱う。 |
| 昭和45年　高等学校学習指導要領（昭和48年4月施行） |
| 「保健体育」の「保健科目」の学習内容の一つとして、「結婚と優生、家族計画」を取り扱うとともに、性に関する指導を考慮し、心身発達における男女の特性及び男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解することを中心に、効果的に取り扱う。 |
| 昭和47年　盲学校高等部学習指導要領（昭和48年4月施行） |
| 「衛生学科目」の「公衆衛生」のうち、「母子衛生」については、「優生保護」も取り扱う。 |
| 昭和47年　聾学校高等部学習指導要領（昭和48年4月施行） |
| 「伝染病・公衆衛生科目」の「公衆衛生」のうち、「予防衛生」の一つとして、「優生保護」を取り扱う。 |
| 昭和53年　高等学校学習指導要領（昭和57年4月施行）（それまで保健体育に盛り込まれていた「優生」に関する項目がなくなる） |

（出典）国立教育政策研究所教育研究情報データベース「学習指導要領の一覧」<https://erid.nier.go.jp/guideline.html>を基に作成。

1. 本章における教科書の年表記には、再版等の発行年及び公益財団法人教科書研究センター教科書図書館所蔵の見本版の年を含む。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（1）」『遺伝』44巻3号, 1990.3, p.20. [↑](#footnote-ref-2)
3. 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第四巻』龍吟社, 1938, p.244. [↑](#footnote-ref-3)
4. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（2）―中等教育における遺伝・進化―」『遺伝』44巻4号, 1990.4, p.76. [↑](#footnote-ref-4)
5. 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第七巻』龍吟社, 1939, pp.305-308. [↑](#footnote-ref-5)
6. 石川聡子・森一夫「理科教育に現れる時代思潮の影響―進化論・遺伝学・優生学を中心にして―」『大阪教育大学教科教育学論集』創刊号, 2002.3.25, p.5. [↑](#footnote-ref-6)
7. 吉田貞雄『生物通論』〔訂正再版〕中等学校教科書, 1933, pp.74-75. [↑](#footnote-ref-7)
8. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（2）―中等教育における遺伝・進化―」『遺伝』44巻4号, 1990.4, p.79. [↑](#footnote-ref-8)
9. 根村直美「『病気・障害』をめぐる優生学的言説と教育」藤川信夫編著『教育学における優生思想の展開―歴史と展望―』勉誠出版, 2008, p.248. [↑](#footnote-ref-9)
10. 田中芳雄・桑田勉『改訂 標準應用理科』〔訂正5版〕中等学校教科書, 1941, p.28. [↑](#footnote-ref-10)
11. 三省堂編集所編『中等應用理科教本 改訂版』〔修正5版〕三省堂, 1941, pp.27-28, 35-36. [↑](#footnote-ref-11)
12. 石川聡子・森一夫「理科教育に現れる時代思潮の影響―進化論・遺伝学・優生学を中心にして―」『大阪教育大学教科教育学論集』創刊号, 2002.3.25, p.6. [↑](#footnote-ref-12)
13. 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料 第二巻』大日本雄弁会講談社, 1956, pp.485-486、同『近代日本教育制度史料 第三巻』大日本雄弁会講談社, 1956, pp.26-27. [↑](#footnote-ref-13)
14. 右田裕規『天皇制と進化論』青弓社, 2009, pp.137-138. [↑](#footnote-ref-14)
15. 『生物 全』中等学校教科書, 1944, pp.233-234. [↑](#footnote-ref-15)
16. 『生物 5（中学校用）』中等学校教科書, 1944, pp.127-129、『生物 5（高等女学校五年制用）』中等学校教科書, 1944, pp.142-144. [↑](#footnote-ref-16)
17. 石川聡子・森一夫「理科教育に現れる時代思潮の影響―進化論・遺伝学・優生学を中心にして―」『大阪教育大学教科教育学論集』創刊号, 2002.3.25, p.6. [↑](#footnote-ref-17)
18. 肥田野直・稲垣忠彦編『戦後日本の教育改革 第六巻 教育課程（総論）』東京大学出版会, 1971, p.169. [↑](#footnote-ref-18)
19. 『中等生物 三』文部省, 1946, pp.75-76. [↑](#footnote-ref-19)
20. 「学習指導要領一般編（試案）」（文部省、昭和22年度）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22ej/index.htm> [↑](#footnote-ref-20)
21. 坂入明「戦後初期の学校体育改革について―『学校体育指導要綱』の成立過程を中心として―」『一橋論叢』82巻6号, 1979.12, pp.54-56. [↑](#footnote-ref-21)
22. 学校体育指導要綱の成立時期については諸説が見られる。坂入明「戦後初期の学校体育改革について―『学校体育指導要綱』の成立過程を中心として―」『一橋論叢』82巻6号, 1979.12, pp.63-64、草深直臣「『学校体育指導要綱』制定を巡る問題点」『立命館産業社会論集』31巻3号, 1985.12, pp.24-27. [↑](#footnote-ref-22)
23. 竹之下休蔵『体育五十年』時事通信社, 1950, p.289. [↑](#footnote-ref-23)
24. 岡津守彦編『戦後日本の教育改革第七巻 教育課程各論』東京大学出版会, 1969, p.418、坂入明「『学校体育指導要綱』（1947年）に関する歴史的考察」『東京家政大学研究紀要』21集（1）, 1981, pp.6-7. この点について詳細な検討を行った研究によれば、大学体育をも含むこと、学校衛生の内容が簡単であることを指摘している。草深直臣「『学校体育指導要綱』制定を巡る問題点」『立命館産業社会論集』31巻3号, 1985.12, pp.45-46. [↑](#footnote-ref-24)
25. 「学校体育指導要綱」（文部省、昭和22年度）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s22ejp/index.htm> [↑](#footnote-ref-25)
26. 岡津守彦編『戦後日本の教育改革第七巻 教育課程各論』東京大学出版会, 1969, pp.549-550. 等 [↑](#footnote-ref-26)
27. 岩原拓著、日本体育指導者連盟編『学校体育指導要綱解説 衛生編』目黒書店, 1947, pp.70-71, 76-77, 89-92.（木下秀明監修『戦後体育基本資料集 第25巻』大空社, 1996.） [↑](#footnote-ref-27)
28. 石川聡子・森一夫「理科教育に現れる時代思潮の影響―進化論・遺伝学・優生学を中心にして―」『大阪教育大学教科教育学論集』創刊号, 2002.3.25, p.7. [↑](#footnote-ref-28)
29. 「学習指導要領 家庭編（高等学校用）（試案）」（文部省、昭和23年度）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s23hh/index.htm> [↑](#footnote-ref-29)
30. 「学習指導要領 家庭科編 高等学校用」（文部省、昭和24年度）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s24hh/index.htm> [↑](#footnote-ref-30)
31. 教育文化研究会家庭委員会『家族2』教育図書, 1954, pp.26, 46-47. [↑](#footnote-ref-31)
32. 中川善之助・氏家寿子・稻葉ナミ『家族』〔第6版〕中教出版, 1955, p.58. [↑](#footnote-ref-32)
33. 奈良女子大学家政学研究会編『明かるい家庭 家族Ⅰ』学芸出版社, 1955, p.40. [↑](#footnote-ref-33)
34. 日本女子大学家庭科研究会編『一般家庭 家族』実教出版, 1956, pp.36-44. [↑](#footnote-ref-34)
35. 昭和24年5月には「衛生」は「保健」に、同年6月には「体育科」は「保健体育科」に改称された。 [↑](#footnote-ref-35)
36. 日本学校保健会編、文部省監修『学校保健百年史』第一法規出版, 1973, p.319. [↑](#footnote-ref-36)
37. 教育文化研究会『健康と生活 改訂版』教育図書, 1953, pp.20, 200. [↑](#footnote-ref-37)
38. 青木誠四郎・岩原拓・大谷武一『高等保健―青年期の保健問題―』開隆堂出版, 1953, pp.208-210. [↑](#footnote-ref-38)
39. 川畑愛義・前川峯雄『健康への歩み 高等学校用』中教出版, 1955, p.119. [↑](#footnote-ref-39)
40. 「中学校・高等学校学習指導要領 理科編（試案）」（文部省、昭和26年（1951）改訂版）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s26jhn/index.htm> [↑](#footnote-ref-40)
41. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（3）―中等教育における遺伝・進化―」『遺伝』44巻5号, 1990.5, pp.55, 57. [↑](#footnote-ref-41)
42. 井上清恒・湯浅明『生物の教室 下』実教出版, 1952, p.327. [↑](#footnote-ref-42)
43. 入来重盛・小清水卓二『高等学校生物』〔3版〕昇龍堂出版, 1954, p.260. [↑](#footnote-ref-43)
44. 三輪知雄・丘英通『生物 三訂版』〔再版〕三省堂, 1956, pp.403-404. [↑](#footnote-ref-44)
45. 木下治雄・佐藤重平・富山一郎・八巻敏雄『高等学校理科用 生物』〔再版〕大日本図書, 1957, pp.333-334. [↑](#footnote-ref-45)
46. 「高等学校学習指導要領 保健体育科編」（文部省、昭和31年度改訂版）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31hp/index.htm> [↑](#footnote-ref-46)
47. 東龍太郎監修、浅野均一著『高等学校 保健』好学社, 1958, pp.196-198. [↑](#footnote-ref-47)
48. 大谷武一ほか12名『新版 高等保健体育』開隆堂出版, 1959, pp.151-152. [↑](#footnote-ref-48)
49. 今村嘉雄・杉本良一『高等保健体育 改訂版』大修館書店, 1959, pp.234-235. [↑](#footnote-ref-49)
50. 「高等学校学習指導要領 家庭科編」（文部省、昭和31年度改訂版）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s31hh/index.htm> [↑](#footnote-ref-50)
51. 松平友子『家庭一般』中教出版, 1957, pp.201-202. [↑](#footnote-ref-51)
52. 日本女子大学家庭科研究会編『家庭一般』実教出版, 1963, p.245. [↑](#footnote-ref-52)
53. 松平友子ほか18名『家庭一般 新訂版』中教出版, 1967, pp.234-235. [↑](#footnote-ref-53)
54. 「高等学校学習指導要領」（文部省告示、昭和35年10月施行）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s35h/index.htm> [↑](#footnote-ref-54)
55. 文部省『高等学校学習指導要領解説保健体育編』文部省, 1961, p.196. [↑](#footnote-ref-55)
56. 東龍太郎・浅野均一・今村嘉雄ほか4名『改訂 高等学校保健体育』〔見本〕好学社, 1960, pp.174-176. [↑](#footnote-ref-56)
57. 江尻容・竹本正男ほか7名『標準高等保健体育』講談社, 1964, pp.217-219. [↑](#footnote-ref-57)
58. 加藤橘夫・朝比奈一男・本間茂雄・笠松章ほか9名『標準高等保健体育』講談社, 1968, pp.240-241. [↑](#footnote-ref-58)
59. 鶴岡英吉・石津誠・勝木新次・小栗一好・北浜章『高校保健体育』大原出版, 1968, pp.214-215. [↑](#footnote-ref-59)
60. 今村嘉雄・猪飼道夫ほか10名『高等保健体育 三訂版』大修館, 1973, pp.172, 237-238. [↑](#footnote-ref-60)
61. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（3）―中等教育における遺伝・進化―」『遺伝』44巻5号, 1990.5, p.57. [↑](#footnote-ref-61)
62. 三輪知雄・丘英通『生物 五訂版』三省堂, 1962, p.301. [↑](#footnote-ref-62)
63. 岡田要・木下治雄・佐藤重平・柳田為正・碓井益雄・八巻敏雄『高等学校理科用 生物』〔再版〕大日本図書, 1964, p.282. [↑](#footnote-ref-63)
64. 厚生省『厚生白書（昭和46年版）』 [↑](#footnote-ref-64)
65. 根村直美「『病気・障害』をめぐる優生学的言説と教育」藤川信夫編著『教育学における優生思想の展開―歴史と展望―』勉誠出版, 2008, p.252. なお、米本昌平「第一章 イギリスからアメリカへ―優生学の起源―」米本昌平・松原洋子・橳島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会―生命科学の世紀はどこへ向かうのか―』講談社, 2000, p.46、松原洋子「優生学批判の枠組みの検討」原ひろ子・根村直美編『「健康」と「ジェンダー」』お茶の水女子大学ジェンダー研究センター, 2000, p.41.参照。 [↑](#footnote-ref-65)
66. 「高等学校学習指導要領」（文部省、昭和45年10月）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s45h/index.htm> [↑](#footnote-ref-66)
67. 文部省『高等学校学習指導要領解説保健体育編』文部省, 1972, pp.138, 148-149. [↑](#footnote-ref-67)
68. 松原洋子「第五章 日本―戦後の優生保護法という名の断種法―」米本昌平・松原洋子・橳島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会―生命科学の世紀はどこへ向かうのか―』講談社, 2000, p.220. [↑](#footnote-ref-68)
69. 浅野均一・佐々木吉蔵ほか7名『保健体育 改訂版』〔見本〕一橋出版, 1970, p.229. [↑](#footnote-ref-69)
70. 竹之下休蔵・小川新吉ほか12名『改訂高校保健体育』〔見本〕学研書籍, 1970, pp.233-235. [↑](#footnote-ref-70)
71. 川村英男・山岡誠一ほか8名『新編保健体育』第一学習社, 1972, pp.183-184. [↑](#footnote-ref-71)
72. 重田定正・浅川正一ほか7名『保健体育』〔見本〕教育出版, 1972, pp.185-186. [↑](#footnote-ref-72)
73. 福田邦三ほか10名『保健体育』〔再版〕開隆堂出版, 1973, pp.181, 184. [↑](#footnote-ref-73)
74. 加藤橘夫・前川峯雄・石川利寛・大塚正八郎ほか8名『標準高等保健体育 改訂版』〔見本〕講談社, 1975, p.191. [↑](#footnote-ref-74)
75. 菅原禮・高橋彬・多和健雄・細川淳一・永嶋正俊・水谷豊・志方俊夫・佐伯聰夫『高校保健体育』〔見本〕大原出版, 1976, pp.180-181. [↑](#footnote-ref-75)
76. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（3）―中等教育における遺伝・進化―」『遺伝』44巻5号, 1990.5, p.58. [↑](#footnote-ref-76)
77. 石田寿老ほか8名『新編生物』〔4版〕清水書院, 1973, pp.284-285. [↑](#footnote-ref-77)
78. 木下治雄ほか4名『生物Ⅰ』〔再版〕大日本図書, 1974, pp.175-176. [↑](#footnote-ref-78)
79. 篠遠喜人ほか5名『生物Ⅰ 生命の探究1』教育出版, 1974, p.213. [↑](#footnote-ref-79)
80. 福田公子・菊沢康子・中村一枝「家庭科教育における家族計画の教材化に関する研究（Ⅰ）―現状の把握と教材化の構想―」『日本教科教育学会誌』7巻3号, 1982.8, p.37. [↑](#footnote-ref-80)
81. 稲垣長典・及川ふみほか8名『改訂 保育』学研書籍, 1973, p.85. [↑](#footnote-ref-81)
82. 成田順ほか23名『新訂版 家庭一般』教育図書, 1973, p.230. [↑](#footnote-ref-82)
83. 山本キクほか7名『家庭一般』一橋出版, 1974, pp.252, 254. [↑](#footnote-ref-83)
84. 根村直美「『病気・障害』をめぐる優生学的言説と教育」藤川信夫編著『教育学における優生思想の展開―歴史と展望―』勉誠出版, 2008, pp.254-255. [↑](#footnote-ref-84)
85. 根村直美「『病気・障害』をめぐる優生学的言説と教育」藤川信夫編著『教育学における優生思想の展開―歴史と展望―』勉誠出版, 2008, p.254. [↑](#footnote-ref-85)
86. 「高等学校学習指導要領（昭和53年（1978）改訂版）」（文部省、昭和53年）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/s53h/index.htm> [↑](#footnote-ref-86)
87. 松原洋子「第五章 日本―戦後の優生保護法という名の断種法―」米本昌平・松原洋子・橳島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会―生命科学の世紀はどこへ向かうのか―』講談社, 2000, pp.220-221. [↑](#footnote-ref-87)
88. 根村直美「『病気・障害』をめぐる優生学的言説と教育」藤川信夫編著『教育学における優生思想の展開―歴史と展望―』勉誠出版, 2008, p.255. [↑](#footnote-ref-88)
89. 浅野均一・佐々木吉蔵ほか7名『保健体育 改訂版』〔見本〕一橋出版, 1978, pp.173-174. [↑](#footnote-ref-89)
90. 今村嘉雄・猪飼道夫ほか10名『高等保健体育 三訂版』〔見本〕大修館書店, 1978, pp.173-174. [↑](#footnote-ref-90)
91. 加藤橘夫・前川峯雄・石河利寛・大塚正八郎ほか8名『標準高等 保健体育』講談社, 1979, pp.191, 193. [↑](#footnote-ref-91)
92. 栗本義彦ほか10名『二訂 高等保健体育』中日本スポーツ研究会, 1979, p.186. [↑](#footnote-ref-92)
93. 小野三嗣ほか9名『保健体育』一橋出版, 1982, pp.196, 198. [↑](#footnote-ref-93)
94. 福田公子・菊沢康子・中村一枝「家庭科教育における家族計画の教材化に関する研究（Ⅰ）―現状の把握と教材化の構想―」『日本教科教育学会誌』7巻3号, 1982.8, p.36. [↑](#footnote-ref-94)
95. 稲垣長典ほか12名『改訂 保育』学習研究社, 1977, p.29. [↑](#footnote-ref-95)
96. 山下俊郎ほか6名『新版 保育』〔再版〕中教出版, 1977, pp.22, 24-25. [↑](#footnote-ref-96)
97. 小池五郎・渡辺ミチほか28名『新訂版 家庭一般』教育図書, 1979, p.239. [↑](#footnote-ref-97)
98. 平成元年学習指導要領改訂を指す。 [↑](#footnote-ref-98)
99. 鈴木善次・原田智代「遺伝教育の歴史（3）―中等教育における遺伝・進化―」『遺伝』44巻5号, 1990.5, p.58. [↑](#footnote-ref-99)
100. 「高等学校学習指導要領」（文部省、平成元年3月）国立教育政策研究所教育研究情報データベース<https://erid.nier.go.jp/files/COFS/h01h/index.htm> [↑](#footnote-ref-100)
101. 末廣恭雄ほか2名『高等学校生物Ⅰ 再訂版』学校図書, 1979, p.201. [↑](#footnote-ref-101)
102. 今堀宏三・太田次郎・丸山工作ほか5名『高等学校生物』新興出版社啓林館, 1982, p.231. [↑](#footnote-ref-102)
103. 石川聡子・森一夫「理科教育に現れる時代思潮の影響―進化論・遺伝学・優生学を中心にして―」『大阪教育大学教科教育学論集』創刊号, 2002.3.25, p.7. [↑](#footnote-ref-103)
104. 石川聡子・森一夫「理科教育に現れる時代思潮の影響―進化論・遺伝学・優生学を中心にして―」『大阪教育大学教科教育学論集』創刊号, 2002.3.25, p.7. [↑](#footnote-ref-104)
105. 「強制不妊 教科書も正当性説明 旧優生保護法下 高校の保健体育」『朝日新聞』夕刊, 2018.5.18 [↑](#footnote-ref-105)
106. 林文部科学大臣記者会見録（平成30年4月27日）<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\_menu/daijin/detail/1404510.htm> [↑](#footnote-ref-106)